



# 今治市国土強靱化地域計画

～安心して暮らせる 強くてしなやかな今治を目指して～

令和2年(2020年)8月

今 治 市



## 目 次

第1章	計画策定の趣旨及び位置付け	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の位置付け	2
3	計画の推進期間	2
4	国土強靱化計画と地域防災計画との比較	3
第2章	今治市の強靱化に対する基本的考え方	
1	計画策定の基本方針	4
2	強靱化の目標	5
(1)	基本目標	5
(2)	事前に備えるべき目標	5
第3章	今治市の概況と想定するリスク	
1	今治市の概況	6
(1)	地理的・自然的条件	6
(2)	人口推計	9
(3)	土地利用の変遷	10
(4)	交通	11
(5)	建物状況	11
2	想定するリスク	11
(1)	想定するリスクの設定	11
(2)	台風や豪雨等による風水害に関する被害想定	14
(3)	南海トラフ巨大地震に関する被害想定	17
第4章	強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	
1	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	23
2	施策分野の設定	25
3	脆弱性の評価	25
第5章	推進すべき施策の方針	
1	リスクシナリオごとの施策の方針	46
2	重点化する施策	68
(1)	重点化の考え方	68
(2)	重点化する施策	68
第6章	計画の推進	
1	計画の推進体制	70
2	計画の進捗管理	70
3	計画の見直し	70

### 1 計画策定の趣旨

近年、我が国において、平成26年の広島土砂災害、平成27年の関東・東北豪雨による鬼怒川の氾濫、平成29年度の九州北部豪雨など未曾有の大災害に見舞われたほか、平成30年には広島、岡山、愛媛を襲った平成30年7月豪雨により、本市においても2名の尊い命が奪われた。

また、今後30年の間に70%～80%の確率で、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されているところである。国は、東日本大震災などの大規模な自然災害の発生を受け、これらの災害から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り、強くてしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)の取り組みを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「国土強靱化基本法」という。)を公布・施行した。

さらに、平成26年6月には、国土強靱化基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めて行くこととしている。

しかしながら、この国土強靱化を実効性あるものにするためには、国における取り組みのみならず、地方公共団体や民間事業者などの関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、国における基本計画の策定に引き続き、それぞれの地域が直面する大規模災害のリスク等を踏まえ、地域における強靱化に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町において地域の特性に合った国土強靱化地域計画を策定し、国と地方が一体となって強靱化の取り組みを推進していくことが重要であるとしている。

こうした国の動向を踏まえ、本計画は、国や県の国土強靱化施策との調和を図りながら、今治市の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための指針として策定する。

#### 【参考】国土強靱化基本法(抜粋)

(国土強靱化地域計画)

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

## 2 計画策定の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく「地域計画」であり、国の基本計画との調和を図りつつ、ふるさと今治が、50年後も100年後もずっと住み続けたいと思えるまちであり続けるよう、中長期にわたる市政運営の指針とした「今治市総合計画」を最上位計画としつつ、国土強靱化基本法の趣旨を踏まえ、今治市地域防災計画や各種分野別計画における本市の国土強靱化に関する部分についての指針として位置付けるものである。

関連計画との位置づけのイメージ



## 3 計画の推進期間

本計画は、「今治市総合計画」と整合性を図りながら推進するため、計画期間は同計画に合わせて令和7年度までとする。ただし計画期間中であっても、個別の事業内容は毎年見直すこととし、その他の内容についても施策の進捗や災害事象の調査研究、技術開発の最新の知見、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを実施する。

#### 4 国土強靱化地域計画と地域防災計画との比較

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法に基づく計画であり、本市に発生しうるあらゆる災害のリスクに備えるため、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を明らかにし、それらを回避するため事前に取り組むべき具体的施策を定めるものであり、災害に強いまちづくりを進めるための実行計画である。

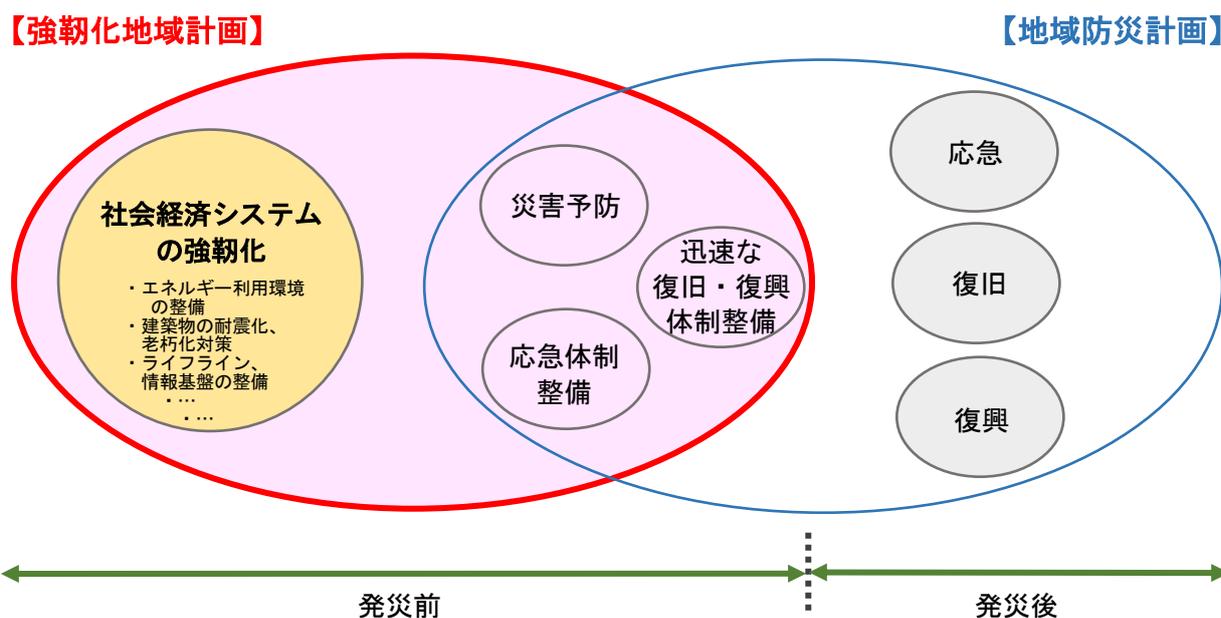
一方、地域防災計画は、災害対策基本法に基づくものであり、発災時、発災後の応急対策や復旧・復興対策等について実施すべきことを定めたものである。両計画とも災害発生という危機に対して地方自治体が総力を挙げて対応していくために必要不可欠であり、それぞれの計画が役割分担を図りながら、今治市の強靱化を目指す必要がある。

国土強靱化地域計画と地域防災計画の比較及び関係を以下のとおり整理する。

#### 国土強靱化地域計画と地域防災計画との比較

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	○	—

#### 国土強靱化地域計画と地域防災計画の計画内容

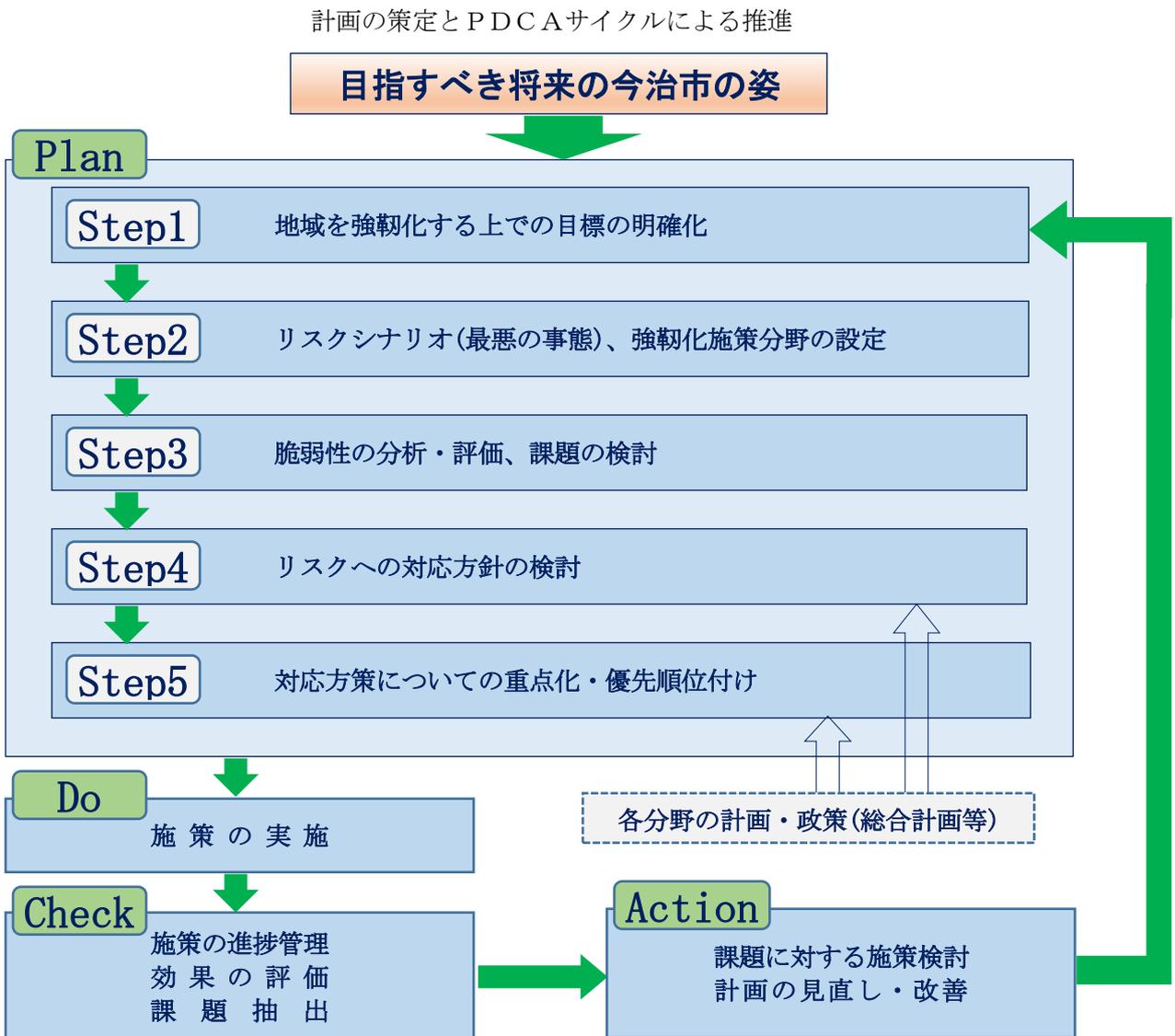


## 第2章 今治市の強靱化に対する基本的考え方

### 1 計画策定の基本方針

国土強靱化は、基本計画に示されるように、過去の災害から得られた経験を教訓とし、地域の強靱化を損なうリスク・脆弱性をあらゆる側面から見つめ、短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取り組みの実施。ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ、災害リスクや地域の実情に応じた効果的な施策の推進。「自助」・「共助」及び「公助」の適切な組み合わせや「官」と「民」の適切な連携・役割分担の明確化等による基本的な方針に基づき、既存の社会資本等を有効活用して取り組みに要する費用を削減しながら推進するものである。

また、国土強靱化は、国・地域のリスクマネジメントであり、以下のPDCAサイクルを繰り返し、不断の見直しを行いながら強靱化の取り組みを推進することが重要となる。



## 2 強靱化の目標

### (1) 基本目標

本市の強靱化を推進するに当たり、国の基本計画に則り、以下の4つを基本目標とする。

① 人命の保護が最大限図られること
② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④ 災害等によって受けた被害からの迅速な復旧復興

### (2) 事前に備えるべき目標

「基本目標」の達成のために必要な「事前に備えるべき目標」を次のとおり定める。

① 大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
② 大規模自然災害等の発生直後から消火・救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
③ 大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
④ 大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
⑤ 大規模自然災害等の発生後であっても、経済活動(サプライチェーン※1を含む)を機能不全に陥らせない
⑥ 大規模自然災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
⑦ 制御不能な二次災害が発生させない
⑧ 大規模自然災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

※1 ある製品が、原料の段階から消費者に至るまでの全過程のつながりのこと

#### 1 今治市の概況

##### (1) 地理的・自然的条件

##### ア 位置・面積等

本市は、愛媛県北部を占める高縄半島の北東部に位置し、その陸地部と芸予諸島南半分の島しょ部からなる。陸地部は南西を松山市、南を東温市、南東を西条市と接し、島しょ部では北及び西を広島県、東を上島町と接している。島しょ部のうち、大島・伯方島・大三島は、来島海峡大橋、伯方・大島大橋、大三島橋、多々羅大橋で広島県尾道市と結ばれており、岡村島からは7つの橋で広島県呉市と結ばれている。市域は、東西25km、南北45kmで、面積は419.14k㎡である。



## イ 地形

土地分類基本調査(「今治東部・今治西部」「三津・土生」「松山北部」国土庁)及び土地分類調査(「西条」経済企画庁)の地形分類図によれば、本市の地形は以下のように示されている。

本市陸地部の西部及び南部には高縄山地が分布し、その周辺には今治丘陵・今治台地が広がり、海岸部には今治平野が広がっている。

山地斜面は全般に急峻であるが、丘陵地の斜面は山地に比べてなだらかであり、丘陵地を中心として宅地造成による地形改変が進み、各地に人工地形がみられる。また、臨海部では、干拓や埋め立てにより新しい土地が形成されている。

島しょ部の地形特性は、標高約 100m 以上にあつて特に風化・浸食に強い変成古生層(ホルンフェルス)や細粒質花崗岩のため、ベレー帽のように取り残されている急傾斜地(山地)と、その台部にあつて相対的に粗粒質な花崗岩類のためいち早く浸食作用により削られた緩傾斜地(丘陵地)、そして海拔 10m 以下にあつて複雑な海岸線を埋める湾内堆積地(低地)の 3 地形が明瞭に区別されている。

## ウ 地質

本市のうち、陸地部には沖積平野によって分断されるいくつかの山塊があり、それらのほとんど全てが各種の中生代深成岩類からなる。高縄半島と大島は、そのほとんどがすべて深成岩、特に花崗岩類によって占められており、花崗岩のなかでも新期に属する黒雲母花崗岩が多い。燧灘の四阪群島や比岐島、平市島などは、深成岩類の中でも比較的古い片状花崗岩、あるいはさらに古い斑れい岩、片麻岩及びホルンフェルスなどの陸地部にあまり分布しない古期岩層からなり、黒雲母花崗岩は全く認められない。

島しょ部は、中央構造線の北側にそつて東西に細長く延びる「領家帯」に属す。領家帯の北側は主に広島型花崗岩と領家変成岩より成り、その南帯は主に領家型花崗閃緑岩と領家変成岩より成る。大三島・伯方島などに広く分布する粗～中粒の花崗岩は大部分が広島型に属す。岡村島・大下島・小大下島・大三島の山岳の中腹以上には、広島型花崗岩の上に屋根状に(ルーフペンダントと称する)領家変成岩のメンバーであるホルンフェルス・結晶質石灰岩がかなり広く分布する。ホルンフェルス・結晶質石灰岩は堆積岩が花崗岩マグマの熱によって熱変成作用を受けたものである。未固結の堆積層としては、第四紀の礫・砂・泥の堆積物が、島しょの海岸や小河川に沿う平坦部、山麓の緩斜面に小規模に分布している。段丘堆積物は、大三島・伯方島などに狭い範囲に分布している。

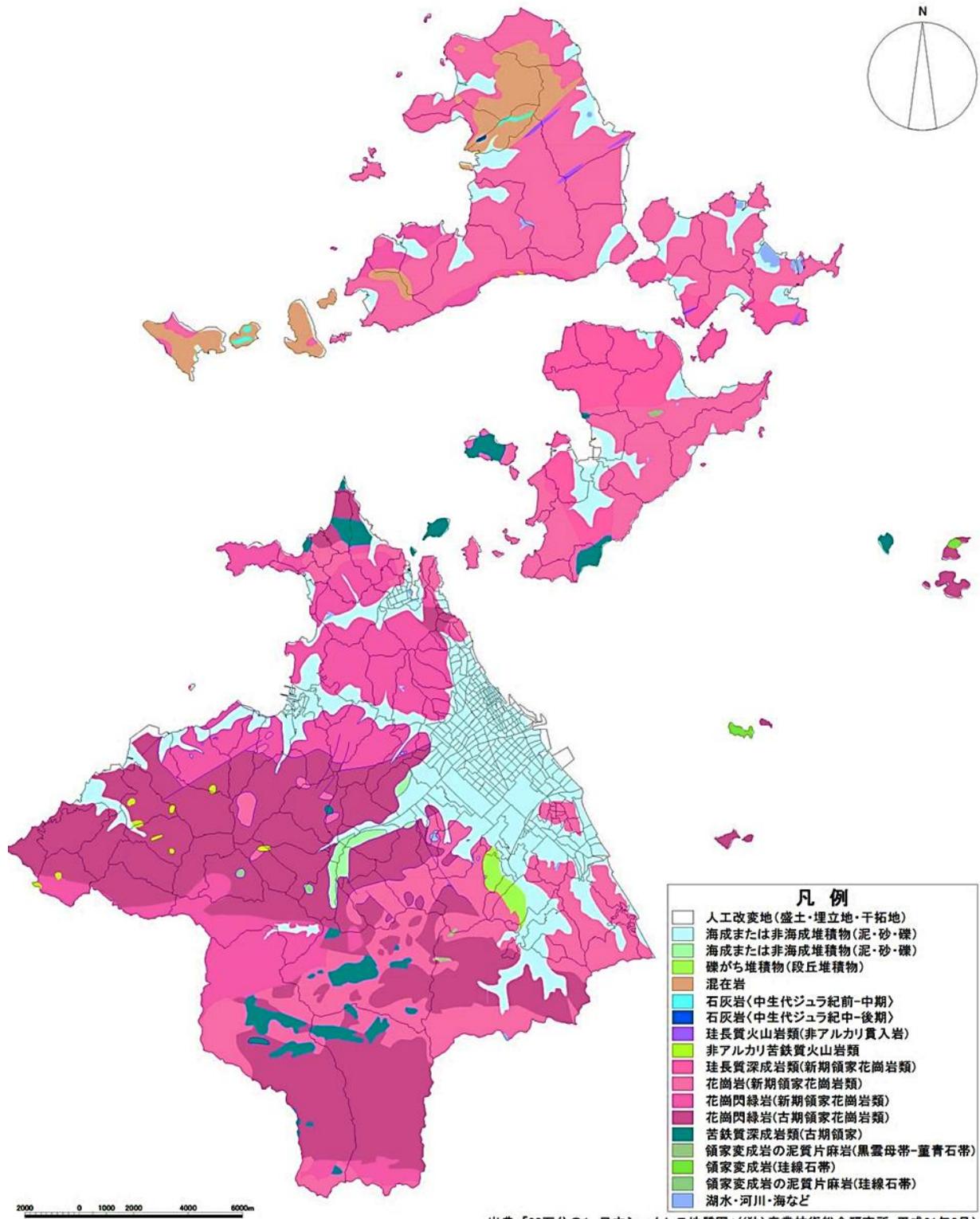


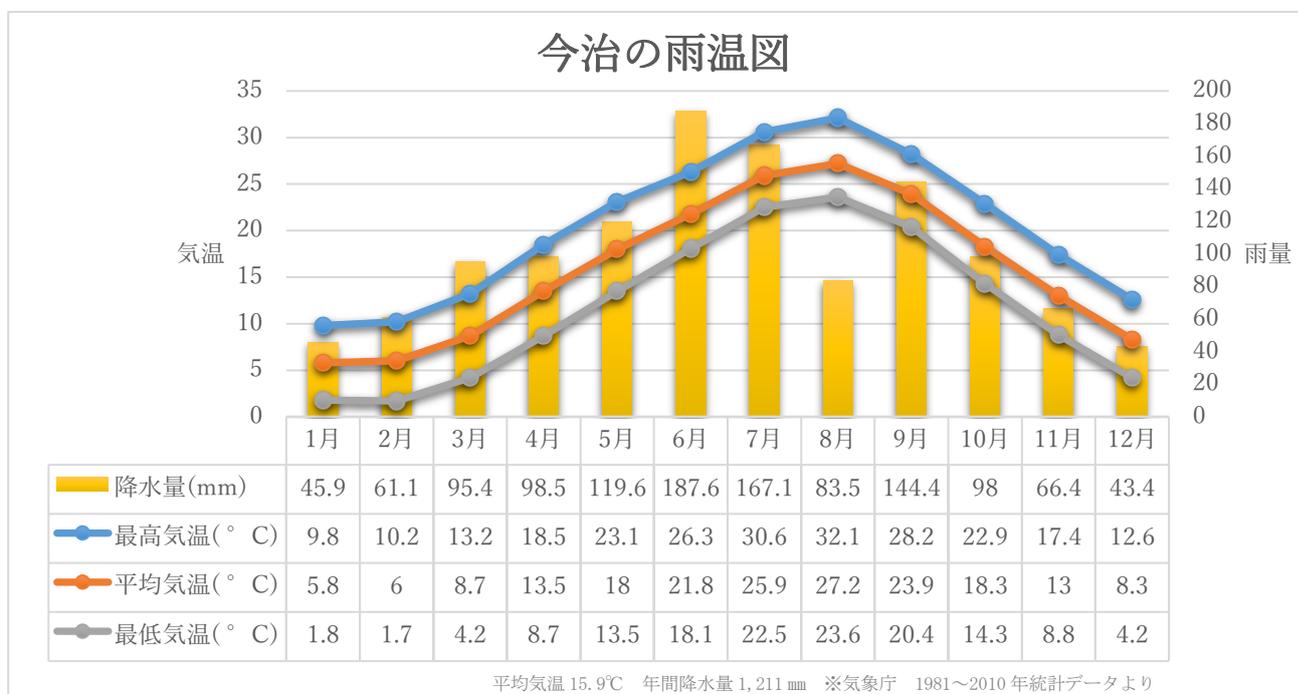
図 表層地質図

## エ 土壌環境

当市も含め愛媛県全域は、しばしば台風の来襲を受け、雨量が極めて多く、花崗岩風化土や赤ホヤなどの特殊土壌に覆われているため、災害が発生したり、農業生産力が低い地帯(特殊土壌地帯)であるとして、「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和27年 法第96号)」に基づく特殊土壌地帯として指定をされている。

## オ 気候

気候は、四季を通じて温暖少雨で、気候温和な瀬戸内式気候に属している。これは冬の季節風に対しては中国山地に、夏の季節風は四国山地にさえぎられているという地理的条件によるものである。平均値で見ると年平均気温は15.9℃と過ごしやすく、年平均降雨量は1,211mmで、東京の1,529mmより少なくなっている。

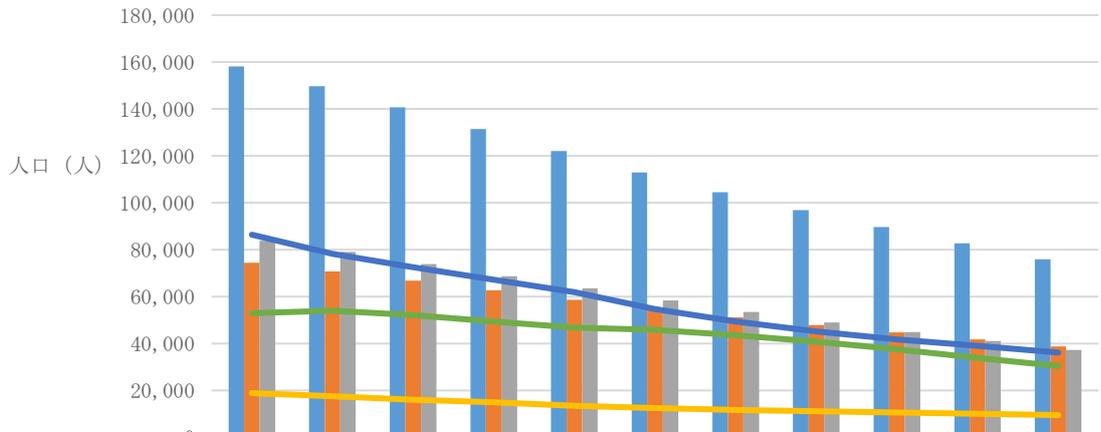


## (2) 人口推計

国においては、人口減少に歯止めがかかると、2060年には1億人程度の人口が確保されるとしている。本市においても、人口減少対策等の効果が十分に発現し、出生率の向上と人口移動の均衡が図られるならば、2040年に13.1万人程度の人口が確保される。(平成27年(2015年)国勢調査 158,114人)

しかし、「今治市人口ビジョン」によると、本市の人口は減少の一途をたどり、2065年には7.6万人程度まで減少すると推計されている。

## 今治の将来推計人口



■ 総数	158,114	149,652	140,688	131,406	122,048	112,902	104,528	96,883	89,663	82,709	75,950
■ 男	74,336	70,666	66,779	62,686	58,567	54,631	51,142	47,909	44,773	41,685	38,671
■ 女	83,778	78,986	73,909	68,720	63,482	58,271	53,385	48,975	44,890	41,024	37,279
■ 年少人口 (0～14歳)	18,819	17,509	16,057	14,843	13,465	12,465	11,694	11,036	10,485	9,967	9,462
■ 生産年齢人口 (15～64歳)	86,385	78,179	72,545	67,194	61,810	54,628	49,368	45,094	41,730	38,953	36,127
■ 老年人口 (65歳以上)	52,910	53,964	52,086	49,369	46,773	45,810	43,466	40,753	37,448	33,789	30,361

『今治市人口ビジョン』令和2年(2020年)3月改訂版より

### (3) 土地利用の変遷

旧今治村は平野を中心に市街地が形成されていたが、内陸の国道196号(今治バイパス)付近にまで開発が進み、臨海部でも埋立地などに市街地が拡大し、市街地が連担していった。一方、丘陵部では住宅地開発等が進み、桜ヶ丘団地、五十嵐団地、唐子台団地などの市街地が形成され、現在の様子となった。

都市化に伴い、農地は次第に減少していったが、内陸にはまだ広大な農地が広がっており、山地・丘陵地の山林とともに緑地空間を形成している。

また、今治新都市開発事業が実施され、約172haの市街地が中心市街地の西部の丘陵に形成されている。

陸地部では他に、波止浜周辺の大規模な埋立て後の宅地化が見られ、軟弱な地盤での災害危険性が高まっている。波方、大西、菊間では、埋立て後にコンビナートなどの危険物施設、造船所などが立地している。

島しょ部の山地・丘陵地を除く平地は、ほぼ住宅地又は農地となっており、山地・丘陵地に隣接する住宅地では、土砂災害の危険性が高まっている。

特に、伯方島では塩田から養殖場や池沼に、更に一部が宅地化された箇所も見られ危険性が高い箇所となっている。吉海の市街地では、田であった低湿地の箇所が宅地に転用され、埋立地の拡大も見られるなど、軟弱な地盤での宅地化による危険性が高い箇所も見られる。さらに、近年では、瀬戸内しまなみ海道の開通に伴い、周辺の造成地や、インター周辺における市街地の形成が進んでいる。

#### (4) 交通

##### ア 道路

道路網は、松山市から本市を経て西条へ至る一般国道 196 号、及び松山市を起点に今治市を経て広島県尾道市に至る一般国道 317 号があるが、高速道路網としては、松山自動車道から今治小松自動車道を経由して今治湯ノ浦 I C まで、及び瀬戸内しまなみ海道により、今治 I C から広島県尾道市の西瀬戸尾道 I C までが結ばれている。

さらに、安芸灘とびしま海道により、岡村島から岡村大橋、中ノ瀬戸大橋、平羅島、豊浜大橋、豊島大橋、蒲刈大橋、有料道路の安芸灘大橋で呉市川尻町の一般国道 185 号まで結ばれている。

##### イ 鉄道

J R 予讃線が海岸沿いを走っており、松山方面及び高松・岡山方面と結ばれている。

##### ウ 港湾

今治港からは周辺島しょ部を結ぶフェリー・高速船が就航している。また、今治港富田地区には船舶の大型化や貨物のコンテナ化に対応した多目的国際ターミナルが整備されており、釜山との間に定期コンテナ航路が開設されている。

#### (5) 建物状況

住宅・土地統計調査(平成 25 年)によれば、本市における居住世帯のある住宅 66,050 戸のうち、約 72.9%が木造戸建住宅であり、そのうちの約 50.7%が昭和 55 年以前に建築された住宅となっている。

## 2 想定するリスク

---

### (1) 想定するリスクの設定

近年、地球温暖化等の影響を受け、台風が大型化しているほか、平成 26 年 8 月の広島市土砂災害、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨、平成 29 年 7 月の九州北部豪雨のように集中豪雨による被害も激化している。更に平成 30 年 7 月には、梅雨前線の停滞や線状降水帯の発生による集中豪雨に見舞われ、本市においても 2 名の尊い命が奪われるなど甚大な被害が発生している。

また、平成 25 年 12 月に愛媛県が公表した地震被害想定調査によれば、南海トラフ巨大地震は、本市における死者が 641 人、建物全壊棟数は 9,097 棟と最も甚大な被害を及ぼす地震とされ、政府の地震調査委員会が平成 30 年(2018 年)1 月 1 日を基準日として算出した地震の発生確率値の評価も 30 年以内に 70%~80%に上昇し、地震発生の危険性が年々高まってきている。

これらの状況を踏まえ、この計画において想定する災害は、本市の地理的・自然的条件並びに過去に発生した災害の態様等を勘案し、以下の 2 つの大規模自然災害を対象とする。

- ア 台風や集中豪雨等による風水害等
- (7) 洪水・内水氾濫等による浸水害
  - (イ) 大雨による土石流・地すべり・がけ崩れ等

イ 南海トラフ巨大地震

本市に被害をもたらした主な災害

年月日	災害名等	災害・気象状況等の概要
昭和 21 年(1946 年) 12 月 21 日	南海地震	発 生 日 : 1946 年 12 月 21 日 4 時 19 分 震 源 : 南海道沖 北緯 33.03° 東経 135.62° 地 震 規 模 : M8.0 震源の深さ : 20 km 震 度 : 震度 5(香川県, 高知県, 徳島県, 和歌山県), 震度 4(愛媛県)
昭和 47 年(1972 年) 9 月 7 日～9 日	集中豪雨	9 月 7 日から降りはじめ、8 日～9 日においては 173 mm の豪雨を記録し、今治市、玉川町、朝倉村で合計約 59 億円の被害を出した。河川は氾濫し土砂崩れが長沢、乃万で発生、予讃線も二箇所不通となった。玉川町では鉄砲水で 4 人が死亡、市内でも重軽傷 6 名、市内の住宅の全半壊 15 戸、破損 71 戸、床上浸水 972 戸、床下浸水 5454 戸、被害は商工関係を中心に約 21 億円で災害救助法が発動された。(今史現 4)
昭和 51 年(1976 年) 9 月 8 日～12 日	台風 17 号	9 月 3 日カロリン群島で発生して西北西に進み、鹿児島島の南西 200km に達したが、ここで 12 日まで停滞した。このため今治付近では 8 日頃から降りだした雨が 12 日までに鈍川で 1001 mm、玉川ダム 762 mm、片山 564 mm にも達した。その後台風は急速に北上し、九州西部に上陸して長崎から福岡を経て、日本海に抜けた。玉川町では谷山川、与和木川が氾濫して死者 4 名、42 億の被害を出した。今治市でも死者 4 名、負傷者 2 名、蒼社橋や頓田川の宮ヶ崎橋が落下して 31 億円の被害をうけた。(今史現 4)
平成 10(1998)年 10 月 18 日～20 日	台風 10 号	総雨量 192.5mm、床下浸水 40 戸、道路・河川・農業用施設に被害、農業用施設 15 箇所、道路 3 箇所、公園 1 箇所、河川 10 箇所、樋門 1 箇所、死者 1 名、家屋半壊 1 戸、家屋浸水 21 戸、道路損壊(農道 3 箇所)被害額 0.7512 億円

年月日	災害名等	災害・気象状況等の概要
平成 13(2001)年 3月 24 日	芸予地震	<p>発 生 日 : 2001 年 3 月 24 日 15 時 27 分</p> <p>震 源 : 安芸灘 北緯 34.1° 東経 132.7°</p> <p>地震規模 : M6.7(平成 13 年 4 月 23 日 M6.4 から M6.7 に修正)</p> <p>震源の深さ : 46 km</p> <p>震 度 : 震度 5 強(今治市)</p> <p>市内の被害状況</p> <p>人的被害 : 負傷者 11 人</p> <p>住家被害 : 全壊 1 棟(6 世帯)、半壊 18 棟、一部損壊 6, 159 戸</p> <p>被 害 額 : 民家住家約 31 億円、公共施設約 15 億円(推定)</p>
平成 30 年(2018 年) 7 月 5 日～9 日	平成 30 年 7 月豪雨	<p>総雨量</p> <p>【今治】463.5mm、【玉川】427.5mm、【玉川(木地)】462.0mm 【玉川(鈍川)】362.0mm、【大三島】414.5mm</p> <p>最大時間雨量</p> <p>【今治】42.5mm、【玉川】39.0mm、【玉川(木地)】35.0mm 【玉川(鈍川)】24.0mm、【大三島】35.0mm</p> <p>被害箇所 非住家被害 1 棟、土砂災害 10 箇所、河川被害 4 箇所、港湾海岸被害 15 箇所</p> <p>住家被害 全壊 16 棟、半壊 35 棟(大規模半壊 13 棟)、一部破損 15 棟、床上浸水 12 棟、床下浸水 33 棟</p> <p>人的被害 死亡 2 名、重傷 3 名</p> <p>自衛隊災害派遣</p> <p>災害救助法及び被災者生活再建支援法適用</p> <p>被害額 約 50 億円</p>

※【宇佐美龍夫「新編日本被害地震総覧(1996年8月)東京大学出版会】、【内閣府「平成13年(2001年)芸予地震について(平成15年9月)】、「現代の今治」、「新今治市史」、「今治市地域防災計画(平成30年度修正版)」、消防機関作成資料、今治市水防活動状況、今治市浸水実績資料、愛媛県HP「過去の災害情報」等より。



平成 13(2001 年) 「芸予地震」



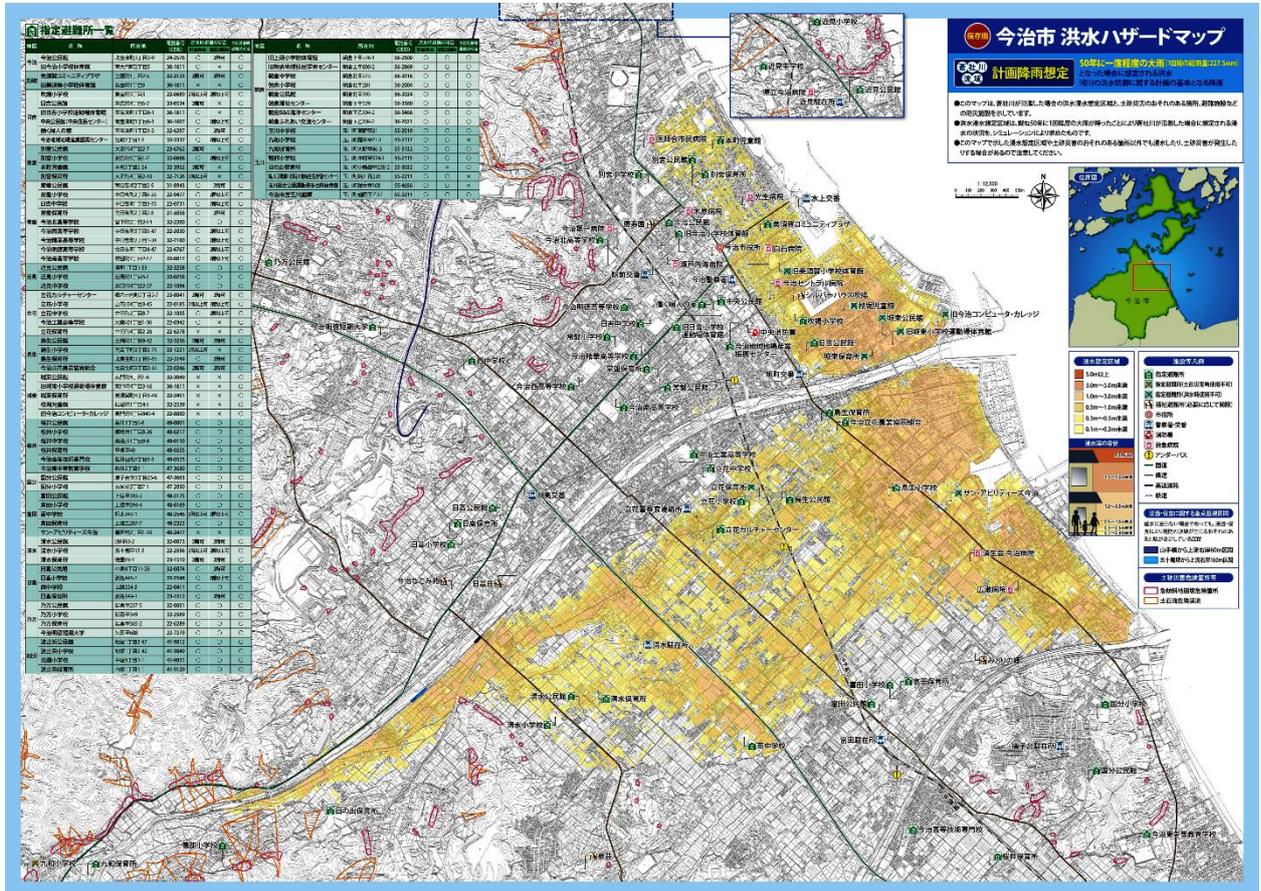
平成 30 年(2018 年) 「平成 30 年 7 月豪雨」

(2) 台風や豪雨等による風水害に関する被害想定

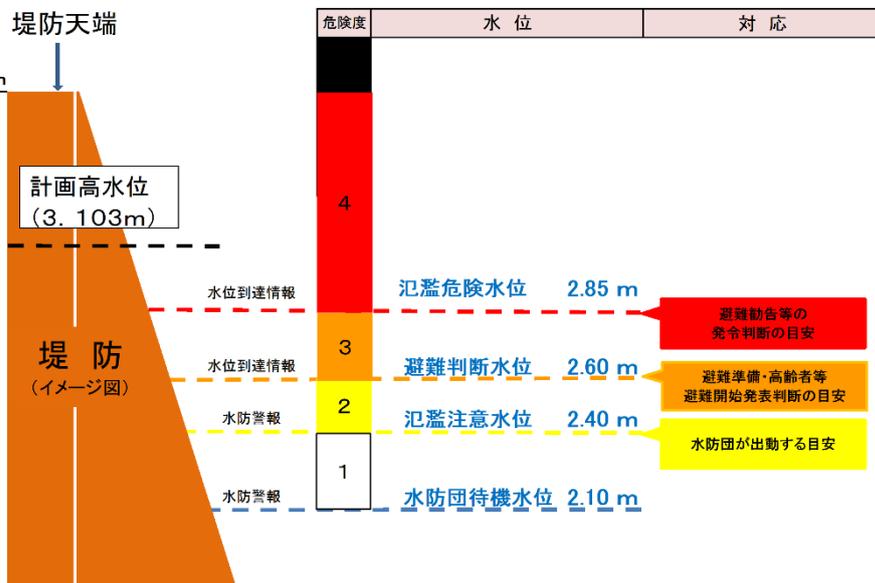
ア 洪水・内水氾濫等による浸水被害想定

水防法(昭和24年法律第193号)の規定に基づき、概ね50年に1回程度の大雨(1日の総雨量227.5mm)により、蒼社川が氾濫した場合に浸水が想定される区域は以下のとおりである。

今治市洪水ハザードマップ



蒼社川(片山観測所)



イ 大雨による土石流・がけ崩れ等のおそれのある地域

土砂災害の危険のある箇所数は次のとおりである。なお、土砂災害防止法に基づき、次表の土砂災害危険箇所から、愛媛県によって土砂災害警戒区域が指定される。

急傾斜崩壊危険箇所及び土石流危険溪流等の箇所数

(平成31年3月末現在)

地区	急傾斜崩壊危険箇所		土石流危険溪流等	合計
	県調査	市調査		
今治	252	2	79	333
朝倉	30		46	76
玉川	152		201	353
波方	50	1	95	146
大西	76	1	36	113
菊間	97	1	39	137
吉海	69		72	141
宮窪	87		53	140
伯方	110	1	64	175
上浦	37		40	77
大三島	67	4	70	141
関前	17		14	31
計	1,044	10	809	1,863

土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定数

(平成31年3月末現在)

地区	急傾斜の崩壊による		土石流危険溪流等による	
	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
今治	21	20	57	47
朝倉	8	8	24	14
玉川	29	29	92	68
波方	5	5	73	44
大西	13	13	21	13
菊間	15	15	15	11
吉海	16	16	56	46
宮窪	9	8	32	25
伯方	9	9	53	32
上浦	6	4	28	20
大三島	6	5	46	38
関前	2	2	15	9
計	139	134	512	367



### (3) 南海トラフ巨大地震に関する被害想定

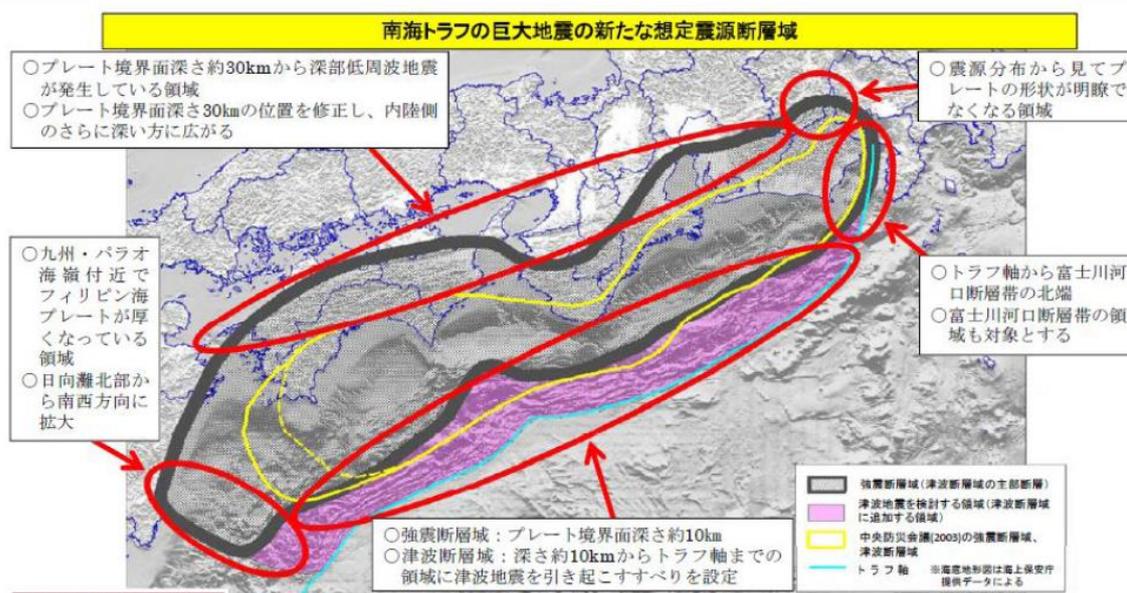
#### 1 南海トラフ巨大地震想定(内閣府)

内閣府は、平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震で得られたデータを含め、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計した。

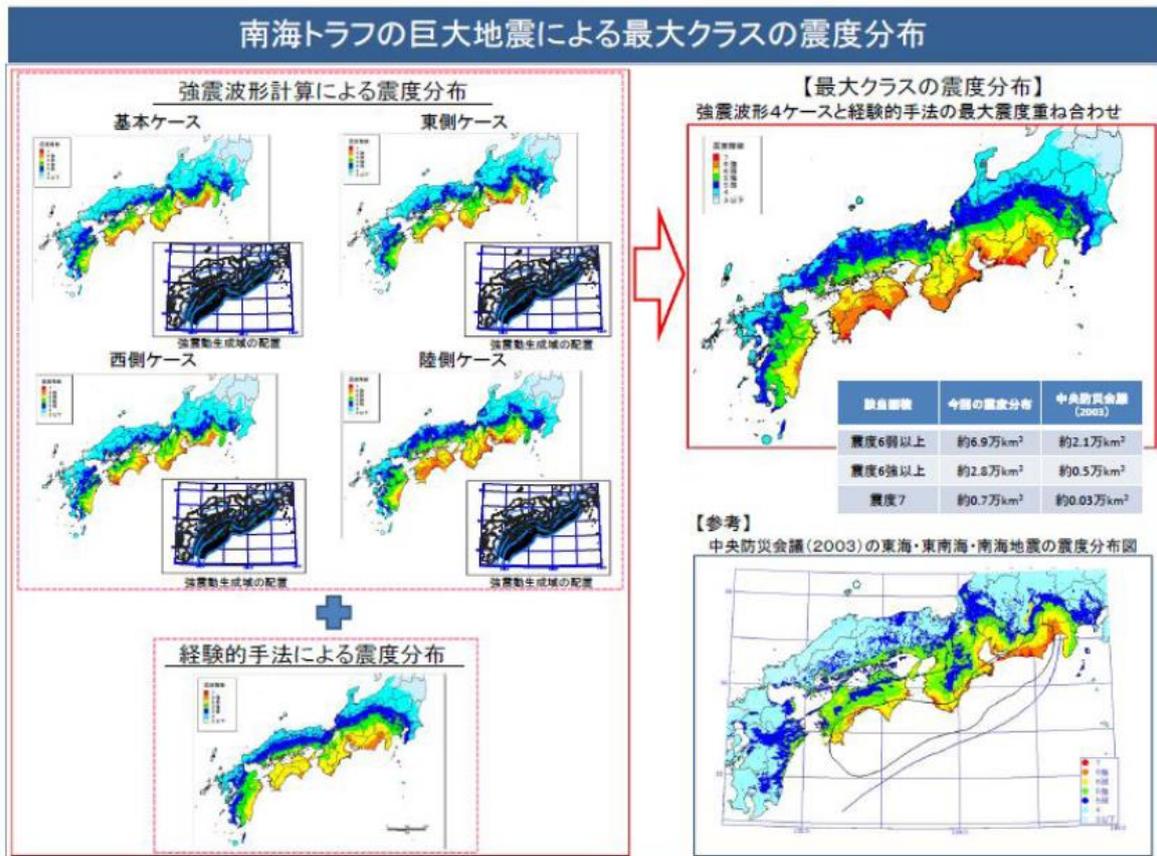
この「最大クラスの地震・津波」は、現在のデータの集積状況と研究レベルでは、その発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いものである。

(平成 24 年 8 月 29 日内閣府公表)

「南海トラフ巨大地震」の想定震源断層域

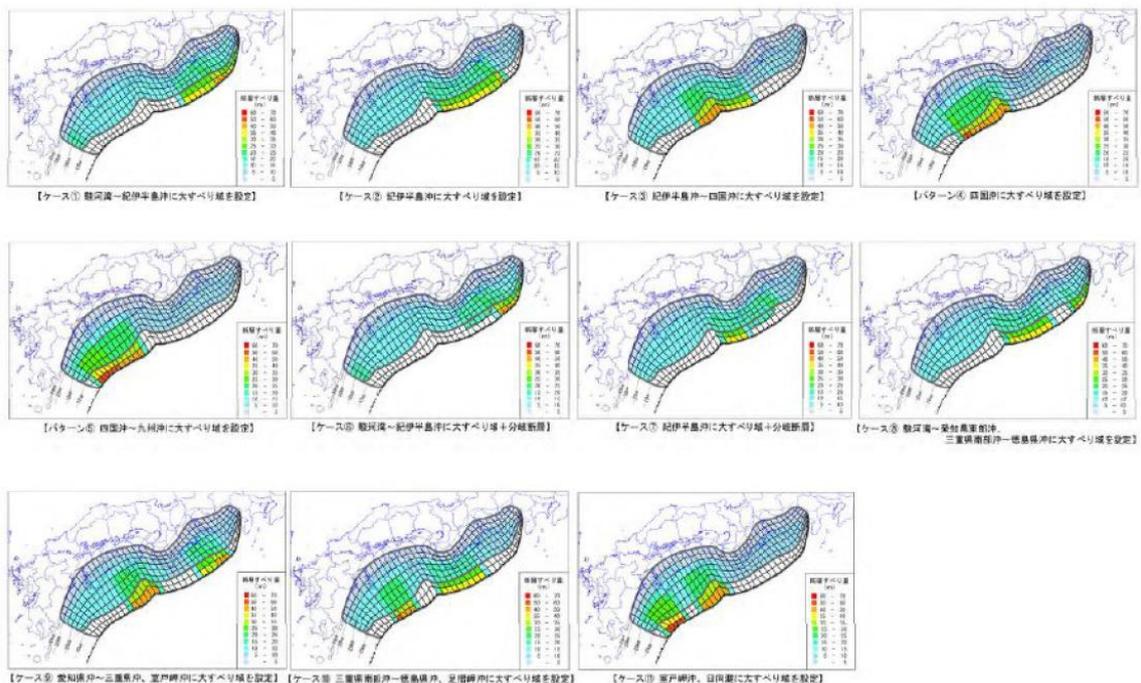


「南海トラフの巨大地震」による震度分布



「南海トラフ巨大地震」の津波断層モデル

### 津波断層モデルのすべり量の設定



### 沿岸市町ごとの最高津波水位

市町名	地点名	最高津波水位		
		(T. P. m)	うち朔望平均満潮位(m)	うち津波波高(m)
四国中央市	寒川 海岸	3.6	1.8	1.8
新居浜市	東予港	3.4	1.9	1.5
西条市	東予港	3.4	1.9	1.5
上島町	魚島	3.1	1.9	1.2
今治市	沖浦海岸	3.3	1.9	1.5
松山市	由良町	3.9	1.8	2.1
松前町	新川 海岸	4.2	1.8	2.4
伊予市	森	4.3	1.8	2.5
大洲市	出海漁港	3.9	1.6	2.3
八幡浜市	川之石漁港	9.1	1.0	8.1
伊方町	名取西海岸	21.3	1.0	20.3
西予市	三瓶港	9.3	1.0	8.3
宇和島市	日振島	10.1	1.1	9.0
愛南町	脇本	16.7	1.1	15.6

※この浸水想定は、現在の知見を基に津波の浸水予測を行ったものであり、想定よりも大きな津波が襲来し、津波の水位が高くなる可能性がある。

※「津波の水位」は、海岸線から沖合約30m地点における津波の水位を標高で表示しているものである。

※気象庁が発表する津波の高さは平常潮位(津波がなかった場合の同じ時間の潮位)からの高さであるので、津波水位、津波波高とは異なる。

※標高は東京湾平均海面からの高さ(単位:T.P.+m)として表示している。

※数値は四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

※津波水位は地盤沈降量を考慮した値。

※T.P. 東京湾平均海面 Tokyo peilの略。

### 愛媛県における「南海トラフ巨大地震」による市町ごとの最大震度と津波の想定

市町名	想定最大震度	最高津波水位(m) ※T.P.m	短到達時間(分)							最高津波水位	浸水面積(ha) 浸水深1cm以上
			±20 cm	+1m	+2m	+3m	+5m	+10m			
松山市	7	3.9	4	115	198				199	1,041	
今治市	6強	3.3	4	161	-				448	1,407	
宇和島市	7	10.1	4	19	28	32	37		48	1,662	
八幡浜市	7	9.1	4 伊予灘	32	135						477
			5 宇和海	51	56	59	66		72		
新居浜市	7	3.4	11	235	-				451	955	
西条市	7	3.4	5	222	-				461	3,360	
大洲市	7	3.9	4	28	134				155	93	
伊予市	7	4.3	4	25	126				181	277	
四国中央市	7	3.6	5	231	-				404	631	
西予市	7	9.3	4	48	55	56	74		81	358	
東温市	6強	-	-	-	-					-	
上島町	6強	3.1	5	355	-				421	136	
久万高原町	6強	-	-	-	-					-	
松前町	7	4.2	5	113	134				185	488	
砥部町	6強	-	-	-	-					-	
内子町	6強	-	-	-	-					-	
伊方町	7	21.3	4	46	47	50	50	58	59	321	
松野町	6強	-	-	-	-					-	
鬼北町	7	-	-	-	-					-	
愛南町	7	16.7	4	14	18	19	23	30	35	788	

※+1m 津波水位から初期潮位を引いた波高が+1mになった時間。(+2m以上も同様)

※浸水面積は、河川等部分を除いた陸域部の浸水深1cm以上。

※本市の最高津波水位は桜井沖浦海岸。

## 2 愛媛県地震・津波被害想定(平成 24～25 年度)

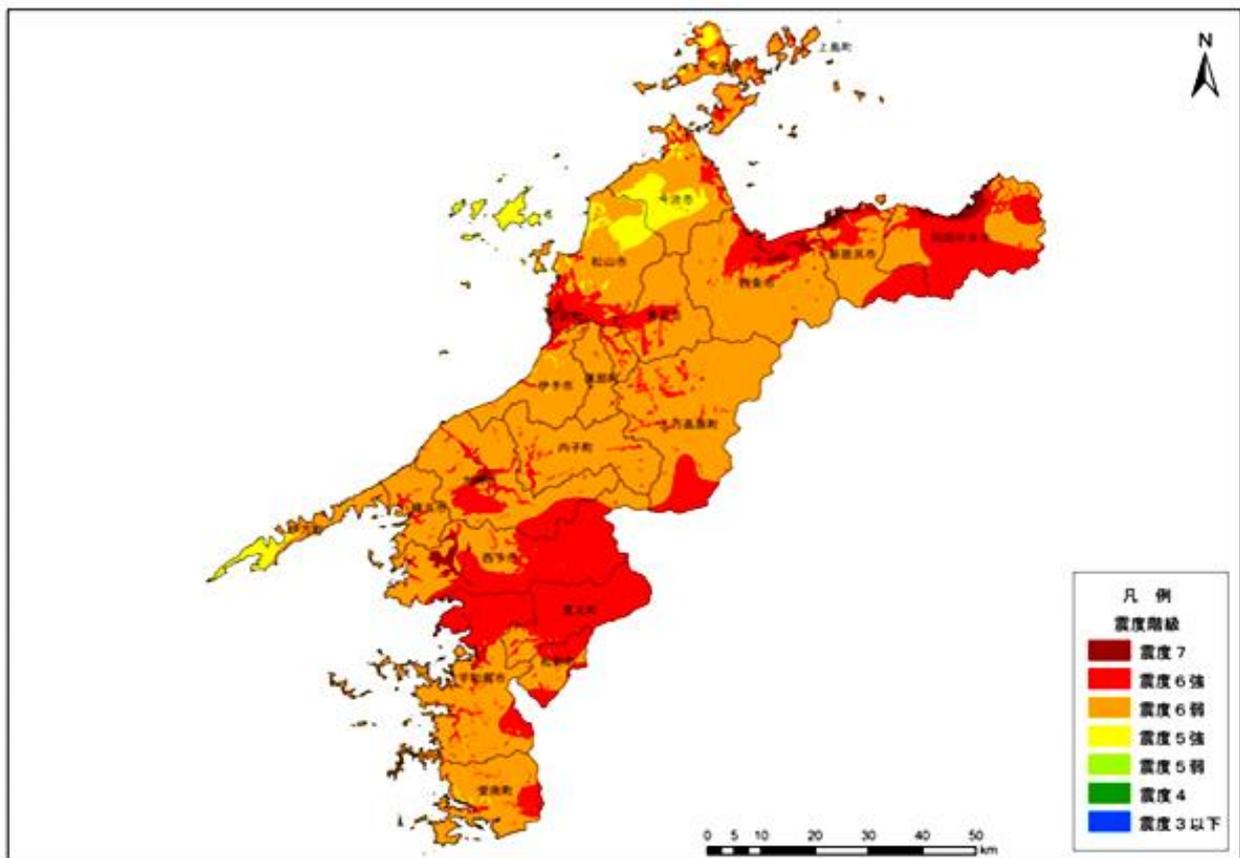
愛媛県では、平成 25 年 3 月第一次報告として、国の南海トラフ巨大地震による被害想定結果を踏まえ、県が阪神淡路大震災を受けて平成 13 年度に実施した地震被害想定調査を見直し、本県に大きな影響を及ぼす「南海トラフ巨大地震」について、最新の知見やデータをもとに、震度分布、液状化危険度、土砂災害危険度、津波高・津波浸水等の推計を行っている。

また、平成 25 年 12 月最終報告として、第 1 次報告における最大クラスの震度分布・津波浸水想定等を基に、人的・物的・経済等の被害の推計を行っている。

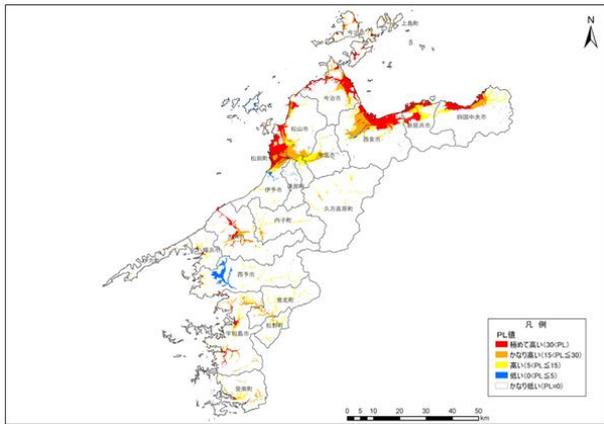
上記の地震のうち、本市に最も大きな被害をもたらす地震は「南海トラフ巨大地震」と想定されており、被害想定の結果は次のとおりとなっている。

### ■南海トラフ巨大地震による震度分布(第 1 次報告)

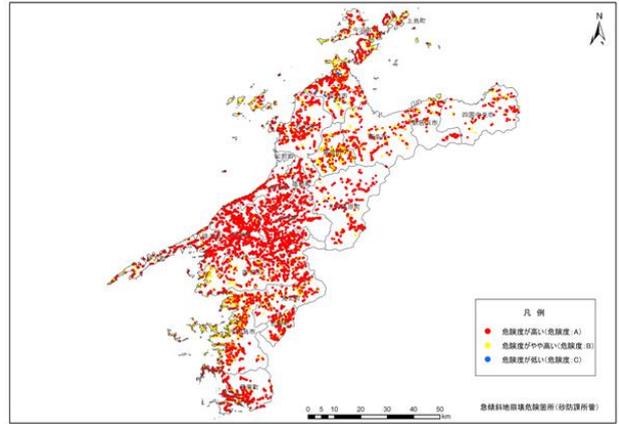
※基本ケース、東側ケース、西側ケース、陸側ケース、経験的手法の 5 ケースの重ね合わせ



■南海トラフ巨大地震による液状化危険度・土砂災害危険度(第1次報告)

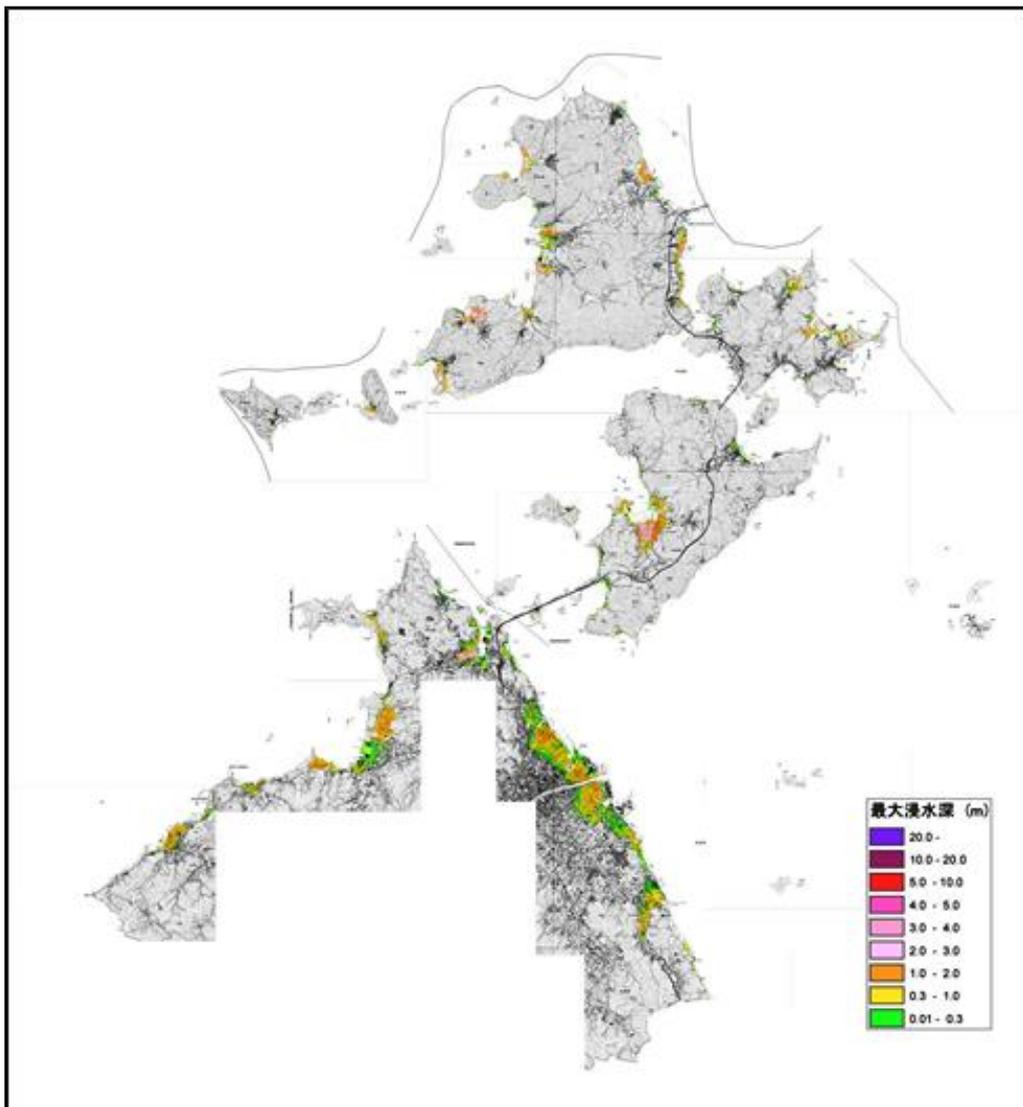


液状化危険度  
(PL 値 : 5 ケース重ね合わせ)



急傾斜地崩壊危険個所危険度  
(5 ケース重ね合わせ)

■南海トラフ巨大地震による最高津波水位(最大クラスの津波)(第1次報告)



【資料：愛媛県津波浸水想定図】

■本市の被害が最大となる地震ケースの被害想定(南海トラフ巨大地震 陸側ケース)

被害	原因	全壊	半壊
建物 (冬 18 時強風時)	揺れ(棟数)	5,764	18,249
	液状化(棟数)	1,843	3,298
	土砂災害(棟数)	32	75
	津波(棟数)	480	5,203
	地震火災(焼失棟数)	978	—
	合計(棟数)	9,097	26,825
被害	原因	死者数	負傷者数
人 (冬深夜強風)	建物倒壊(人)	351	4,601
	土砂災害(人)	3	3
	津波(人)	284	50
	火災(人)	3	7
	合計	641	4,661
被害	ライフライン名	直後	1週間後
ライフライン (冬 18 時強風時)	上水道(断水人口)(人)	156,320	133,538
	下水道(支障人口)(人)	56,221	16,141
	電力(停電軒数)(軒)	79,850	506
	通信(不通回線数)(回線)	99,922	3,529
	都市ガス(支障戸数)(戸)	13,637	11,405
被害	項目	1日後	1週間後
避難者数	全避難者数(人)	40,306	44,630
	うち避難所避難者数(人)	26,156	25,637
被害	項目	被害数	
その他	帰宅困難者数(人)	17,899	
	仮設住宅必要数(世帯)	1,929	
	災害廃棄物(瓦礫)重量(万 t)	70.84	
	避難所内要配慮者数(人)	6,187	

※被害が最大となる地震ケースは、南海トラフ巨大地震陸側ケース。

■今治市災害廃棄物処理計画による本市の災害廃棄物発生想定量(南海トラフ巨大地震陸側ケース)

被害項目	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属 くず	柱材・ 角材	津波 堆積物	合計
災害廃棄物発生量 (万 t)	28	35	85	11	8	34	202

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

【出典：今治市災害廃棄物処理計画 平成 31 年 3 月 今治市】

## 第4章 強靱化の現状と課題(脆弱性評価)

### 1 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

国の基本計画において設定された大規模自然災害等発生時における45の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を参考に、愛媛県強靱化地域計画や本市の実情を踏まえ、次のとおり、本市における「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を34設定した。

#### 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
1 大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られる (6)	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生
	1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-6 情報伝達の不備や災害に対する危機意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生
2 大規模自然災害等の発生直後から消火・救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (6)	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による消火・救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 消火・救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4 多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所での避難生活が困難となる事態(帰宅困難者等も含む)
	2-5 医療・保健・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する (1)	3-1 市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する (1)	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

<p>5 大規模自然災害等の発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない</p> <p>(5)</p>	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3 コンビナート等、重要な産業施設の火災、損壊、爆発等
	5-4 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-5 食料等の安定供給の停滞
<p>6 大規模自然災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</p> <p>(5)</p>	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーンの機能停止
	6-2 上水道、農・工業用水等の長期間にわたる供給停止（異常湧水等による供給不足含む）
	6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
<p>7 制御不能な二次災害を発生させない</p> <p>(6)</p>	7-1 市街地での大規模火災の発生
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム※2等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-5 有害物質の大規模拡散・流出
	7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
<p>8 大規模自然災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</p> <p>(4)</p>	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材・資源の不足や基幹インフラの損壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

※2 土砂などによって河川・溪流が堰き止められることにより形成された地形

## 2 施策分野の設定

本市の強靱化に向けた取組を推進していくための施策分野については、国の基本計画における施策分野を参考とし、次のとおり設定する。

### (1) 個別施策分野(9分野)

- ① 行政機能・消防
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 情報通信、ライフライン
- ⑤ 産業構造、金融、エネルギー
- ⑥ 交通・物流
- ⑦ 農林水産
- ⑧ 環境
- ⑨ 国土保全、土地利用

### (2) 横断的分野(5分野)

- ① リスクコミュニケーション
- ② 人材育成
- ③ 官民連携
- ④ 老朽化対策
- ⑤ 研究開発

## 3 脆弱性の評価

基本目標の実現に向け、本市の強靱化の推進を図る上で必要となる今後の施策を明らかにするため、設定したリスクシナリオに対する本市の脆弱性について評価を行った。

### 1 大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

#### 1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

##### 【建築物等の耐震化】

民間の住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化については、耐震改修の経済的負担が大きく、そのための取り組みが遅れていることなどから、民間建築物の耐震化に資する取り組みを行っていく必要がある。(建築課 施策分野 個②⑥ 横④)

##### 【庁舎等の耐震化】

耐震強度の不足する支所庁舎等が多数存在し、すべての建物を耐震化するためには相当な年数と費用を要することから、優先度の高い施設から耐震化を進めていく必要がある。(管財課 施策分野 個① 横④)

##### 【公民館等の耐震化改修事業】

市内には29の公民館及び公民館類似施設があるが、昭和40年代後半から50年代前半に整備されたもので耐震化率は低い。公民館は、地域コミュニティの活動の拠点であり、また防災の避難所として重要な位置づけであることから、建て替えや耐震化を含めた改修、長寿命化または建て替え等が必要である。(社会教育課 施策分野 個① 横④)

#### 【消防建築物等の維持管理】

庁舎外壁はタイル張りになっているが、経年劣化で庁舎外壁全体のタイルが剥離して落下しており、来庁者及び災害対応する職員の安全確保が必要である。10年単位で剥離しそうな危険な箇所を修繕しているが、震災時には、広範囲な外壁タイルの剥離落下が想定される。また、庁舎鉄塔は、高さが31.2m(避雷針までの高さ)あり、昭和59年11月に建設したもので、腐食箇所を修繕しているが腐食が侵攻している箇所は、強度が低下して危険である上に倒壊すれば大規模な被害を発生させる恐れがある。(消防総務課 施策分野 個① 横④)

#### 【既存建築物等の総合的な安全対策】

過去の大地震では、建築物等の内外において建築物に付属するものの落下等による被害が多く発生していることから、住宅・建築物の耐震化に取り組むほか、既存建築物の総合的な安全対策を講じる必要がある。(建築課 施策分野 個②⑥ 横④)

また、空き家は、人口・世帯数の減少や高齢化の進行など、構造的な問題から今後も増加していくものと考えられることから、管理が不十分な老朽化した空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐための対策が必要である。(建築課 施策分野 個②⑥ 横④)

#### 【道路の確保等】

大規模な地震等により建築物やブロック塀等の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避するため、通行を確保すべき道路の沿道の建築物及びブロック塀等について、耐震診断・耐震改修及び建て替え等を促進する必要がある。(建築課 施策分野 個②⑥ 横④)

人命救助や火災対応等において、緊急車両等がスムーズに通行できる道路整備が必要である。(道路課 施策分野 個②⑥⑨)

#### 【緊急輸送道路の通行確保】

緊急輸送道路(西瀬戸自動車道)に架かる農道橋が転落し、緊急輸送ネットワークを寸断することがないように対策を行う必要がある。(農業土木課 施策分野 個⑥⑨ 横④)

#### 【保育所等の耐震化・改築等】

公立・私立保育所等の耐震化や老朽化に伴う改築等(統廃合や再編によるものを含む)を実施することにより、子どもの安全確保と建物被害の軽減を図る必要がある。(保育幼稚園課 施策分野 個③ 横④)

#### 【耐震性防火水槽での消防水利強化】

旧今治市内に関しては、大規模地震等でライフラインが寸断された場合には、消火栓が使用できない事に陥る。そこで、耐震性防火水槽を設置する事で消火栓に頼らず消火活動ができる体制を整える必要がある。(消防総務課 施策分野 個① 横③④)

### 【消防団の充実強化】

消防団は地域防災力の中核として大きな役割を果たしていることから、被用者（事業所等に雇用されているサラリーマン等）の増加、高齢化の進展及び女性消防団員の活動に対するニーズの増加などに伴う多くの課題に対応し、消防団の充実強化や活性化を更に図る必要がある。（消防総務課 施策分野 個① 横②）

### 【災害対応力の向上】

これまでの防災関係機関による見せる訓練から、地域住民や学校の児童生徒を巻き込んだ地域密着型の総合防災訓練を実施することにより、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関と連携を図りながら防災体制の一層の充実強化を図る必要がある。（防災危機管理課 施策分野 横①②）

### 【各種計画書の整備】

大規模災害時には、迅速な災害対応ができるよう、対策の指針となる各種計画書、マニュアルやハザードマップ等の整備し、市民への周知をしておく必要がある。（防災危機管理課 施策分野 横①②）

## 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

### 【建築物等の耐震化】

民間の住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化については、耐震改修の経済的負担が大きく、そのための取り組みが遅れていることなどから、民間建築物の耐震化に資する取り組みを行っていく必要がある。（建築課 施策分野 個②⑥ 横④）（再掲）

### 【既存建築物等の総合的な安全対策】

過去の大地震では、建築物等の内外において建築物に付属するものの落下等による被害が多く発生していることから、建築物の耐震化に取り組むほか、既存建築物の総合的な安全対策を講じる必要がある。（建築課 施策分野 個②⑥ 横④）（再掲）

### 【庁舎等の耐震化】

耐震強度の不足する支所庁舎等が多数存在し、すべての建物を耐震化するためには相当な年数と費用を要することから、優先度の高い施設から耐震化を進めていく必要がある。（管財課 施策分野 個① 横④）（再掲）

### 【公民館等の耐震化改修事業】

市内には 29 の公民館及び公民館類似施設があるが、昭和 40 年代後半から 50 年代前半に整備されたもので耐震化率は低い。公民館は、地域コミュニティの活動の拠点であり、また防災の避難所として重要な位置づけであることから、建て替えや耐震化を含めた改修、長寿命化または建て替え等が必要である。（社会教育課 施策分野 個① 横④）（再掲）

### 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生

#### 【道路の確保等】

津波からの被害を軽減するため、地域の一体的な防災対策が必要である。(道路課 施策分野 個②⑥⑨)

#### 【水門・樋門操作従事者の命を守る】

当市は他の市町と比べて地盤の低い地域が点在しており、潮位の干満差も大きいことから水門、樋門の操作回数が多い。施設の老朽化及び管理人の高齢化による操作従事者のリスクを低減すべく、安全強化を図る必要がある。(下水道工務課 施策分野 個②③ 横①)

管理人高齢化に伴う後継者不足が危惧されるため、遠隔監視装置等の設置によるソフト施策を図る必要がある。(下水道工務課 施策分野 個②③ 横①)

#### 【避難場所の確保】

大規模地震や市街地の液状化等により、地盤面が低い市街地及び島しょ部沿岸部では、十分な避難場所の確保が困難になり、多数の死傷者が出る恐れがある。(防災危機管理課 施策分野 個① 横①)

#### 【津波避難計画の策定】

消防計画(南海トラフ地震防災規程提出義務事業所)作成義務事業所の状況を定期的に把握し、消防計画の見直し等を含め確認する必要がある。(予防課 施策分野 個①)

#### 【災害対応力の向上】

これまでの防災関係機関による見せる訓練から、地域住民や学校の児童生徒を巻き込んだ地域密着型の総合防災訓練を実施することにより、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関と連携を図りながら防災体制の一層の充実強化を図る必要がある。(防災危機管理課 施策分野 横①②)(再掲)

### 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

#### 【海岸後背地の保全】

一部の海岸保全施設において、高潮、津波、波浪等に対する防護機能が満足していない区間があり、海岸保全施設全線の老朽化も進行している。(水産課 施策分野 個①②⑥⑦⑨ 横④)

#### 【海岸施設の保全対策】

一部の海岸保全施設において、高潮、津波等に対する防護機能が不足している区間がある。また、海岸保全施設の老朽化も進行している。(港湾課 施策分野 個①②⑥⑨ 横④)

#### 【老朽ため池の整備・不要ため池の廃止】

老朽・不要ため池が決壊した場合に、下流域に人的な被害を与えないようハザードマップの作成を行い、避難対策の推進を図るとともに、改修等によりため池施設の整備を行う必要がある。(農業土木課 施策分野 個⑦⑨ 横④)

#### 【地域の浸水被害軽減】

本市では、内水氾濫を防ぐため、計画降雨を設定し浸水対策施設の整備を進めているが、計画規模を超える降雨が発生した場合、浸水被害の広域化・長期化の恐れがある。このため浸水対策においては、ソフト対策を適正に組み合わせて総合的に取り組む必要がある。(下水道工務課 施策分野 個②⑨ 横④)

#### 【浸水対策施設の地震対策】

浸水対策施設の多くは、旧耐震基準の下で整備したものであり、大規模地震発生後、機能不全の恐れがある。このため、地震対策においては地震時における要求機能の優先度を考慮した耐震化、及び動力を確保、並びに災害の被害を低減する訓練を実施する必要がある。(下水道工務課 施策分野 個② 横④)

#### 【浸水対策施設の老朽化対策】

浸水対策施設は、高度経済成長期から継続的に整備してきており、今後大規模改築や更新のピークを迎える。このため、老朽化対策においては、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効率的な改築更新を実施し、機能を維持していく必要がある。(下水道工務課 施策分野 個② 横④)

#### 【浸水被害から市民の生命・財産を守る】

当市は地盤の低い地域が点在しており、近年の異常気象による豪雨時には河川・水路での排水が追いつかず冠水・浸水被害が同箇所でも頻発している。排水機能の不足が認められるため、災害による被害の最小化を目的に治水施設の改良を図る必要がある。(下水道工務課 施策分野 個②⑨)

#### 【水門・樋門操作従事者の命を守る】

当市は他の市町と比べて地盤の低い地域が点在しており、潮位の干満差も大きいことから水門、樋門の操作回数が多い。施設の老朽化及び管理人の高齢化による操作従事者のリスクを低減すべく、安全強化を図る必要がある。(下水道工務課 施策分野 個②③ 横①)(再掲)

管理人高齢化に伴う後継者不足が危惧されるため、遠隔監視装置等の設置によるソフト施策を図る必要がある。(下水道工務課 施策分野 個②③ 横①)(再掲)

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

【がけ地等に近接する建築物等の安全対策】

過去の土砂災害では、土砂崩れ等により建築物等が押し流されるといった被害が多く発生していることから、がけ地等に近接する住宅・建築物の安全対策を講じる必要がある。(建築課 施策分野 個②⑨)

【大規模盛土造成地の安全性把握】

平成7年兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)、平成16年新潟県中越地震などでは、大規模に谷を埋め立てた盛土造成地で滑動崩落による多大な被害が発生した。これを受けて、平成18年に宅地造成等規制法が改正され、あわせて、宅地耐震化推進事業が創設されたことから、これらを活用した大規模盛土造成地の変動予測調査を実施し、盛土の安全性の把握に取り組んでいく必要がある。(都市政策課 施策分野 個②⑨ 横④)

【森林の整備による災害対策】

森林所有者の高齢化等により間伐等の適切な森林管理が行われておらず、国土保全機能(土砂流失の防止、山林の保水能力)が低下しているため土砂災害が起りやすくなっていることから治山堰堤の構築など、適切な森林管理を行う必要がある。(農林振興課 施策分野 個⑦⑨)

1-6 情報伝達の不備や災害に対する危機意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生

【災害情報伝達体制の整備】

大規模災害時に市民が正確な情報をつかみ、正しい避難行動を起こすためには、迅速な情報伝達の体制づくり、及び伝達設備の整備を行う必要がある。(防災危機管理課 施策分野 個④ 横⑤)

【災害対応力の向上】

災害に対する誤った知識や危機感が希薄なため、積極的に災害情報を収集せず、避難行動の遅れなどにより被害が拡大する恐れがある。(防災危機管理課 施策分野 横①②)

これまでの防災関係機関による見せる訓練から、地域住民や学校の児童生徒を巻き込んだ地域密着型の総合防災訓練を実施することにより、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関と連携を図りながら防災体制の一層の充実強化を図る必要がある。(防災危機管理課 施策分野 横①②)(再掲)

乳幼児等利用施設(ぱりっこ広場等)は、地元出身者以外の利用も多く、災害時に必要な情報に乏しいことから、避難場所や危険区域、乳幼児とともに避難する場合の事前準備などの情報を継続的に発信していく必要がある。(子育て支援課 施策分野 個① 横④)

### 【防災教育の推進】

児童生徒が防災に関する正しい知識を身に付け、自他の命を守る適切な行動がとれるよう、防災教育の充実が必要である。(学校教育課 施策分野 横①②)

### 【今治市避難行動要支援者避難支援事業】

要支援者の情報について随時最新の状態にしておく必要がある。避難方法について個別に計画を立ててもらいが、策定出来ていない人の避難方法についてどのように対応するか検討する必要がある。(福祉政策課 施策分野 個③ 横③)

## 2 大規模自然災害等の発生直後から消火・救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### 【道路の確保等】

大規模な地震等により建築物やブロック塀等の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避するため、通行を確保すべき道路の沿道の建築物及びブロック塀等について、耐震診断・耐震改修及び建て替え等を促進する必要がある。(建築課 施策分野 個②⑥ 横④)(再掲)

災害時において交通機能を維持・確保する道路整備が必要である。(道路課 施策分野 個②⑥⑨)

#### 【広域幹線農道の整備】

広域的な緊急輸送や救援が円滑に行えるよう、広域幹線農道の整備促進に努め地域道路ネットワークの構築を図り、主要道路の代替ルートや避難道路となる農道整備を行う必要がある。(農業土木課 施策分野 個⑥⑦)

#### 【緊急輸送道路の通行確保】

緊急輸送道路(西瀬戸自動車道)に架かる農道橋が転落し、緊急輸送ネットワークを寸断することがないように対策を行う必要がある。(農業土木課 施策分野 個⑥⑨ 横④)(再掲)

#### 【耐震強化施設の整備】

大規模地震発生時には道路及び海上交通網が機能停止する可能性があるため、緊急避難、救難・救助及び緊急物資輸送の支援拠点となる防災拠点施設の整備を進める必要がある。(水産課 施策分野 個⑤⑥⑦ 横③④)

#### 【耐震強化岸壁の整備】

大規模地震発生時に港湾施設が大きな被害を受け、市内圏域の緊急物資の受入や早期の復旧・復興に影響を及ぼすことが懸念される。(港湾課 施策分野 個⑥⑨ 横③④)

### 【災害対応力の向上】

これまでの防災関係機関による見せる訓練から、地域住民や学校の児童生徒を巻き込んだ地域密着型の総合防災訓練を実施することにより、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関と連携を図りながら防災体制の一層の充実強化を図る必要がある。(防災危機管理課 施策分野 横①②)(再掲)

### 【備蓄物資等の整備】

大規模災害時には、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活関連商品のほか、災害対応資機材の確保が困難となることが予想されるため、物資・資機材等の備蓄体制の整備を図る必要がある。(防災危機管理課 施策分野 個① 横①⑤)

### 【物資供給体制の整備】

地震発生後3日目以降の避難者への物資調達体制を確立するため、民間企業との物資の調達に関する協力体制を構築する必要がある。(防災危機管理課 施策分野 個① 横①③)

## 2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による消火・救助・救急活動等の絶対的不足

### 【道路の確保等】

大規模な地震等により建築物やブロック塀等の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避するため、通行を確保すべき道路の沿道の建築物及びブロック塀等について、耐震診断・耐震改修及び建て替え等を促進する必要がある。(建築課 施策分野 個②⑥ 横④)(再掲)

### 【緊急輸送道路の通行確保】

緊急輸送道路(西瀬戸自動車道)に架かる農道橋が転落し、緊急輸送ネットワークを寸断することがないように対策を行う必要がある。(農業土木課 施策分野 個⑥⑨ 横④)(再掲)

### 【消防団の充実強化】

消防団は地域防災力の中核として大きな役割を果たしていることから、被用者(事業所等に雇用されているサラリーマン等)の増加、高齢化の進展及び女性消防団員の活動に対するニーズの増加などに伴う多くの課題に対応し、消防団の充実強化や活性化を更に図る必要がある。(消防総務課 施策分野 個① 横②)(再掲)

### 【自主防災組織の充実・強化】

大規模災害時には、警察・消防等の「公助」による助けが不足することが容易に想定されることから、地域防災力強化のため、引き続き自主防災組織の結成および地区における防災活動の活性化に取り組む必要がある。(防災危機管理課 施策分野 横①②)

### 【応急手当普及啓発の推進】

大規模災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習、出前講座等を通じて、市民の防災力向上を図る必要がある。(警防課 施策分野 個①③ 横②)

### 【救護搬送体制の充実・強化】

大規模災害時には医療資源が大幅に不足することが予想されるため、効率的に救護活動、及び搬送体制等を展開できるよう、医療機関、及び関係機関等と平常時から連携強化を図る必要がある。また、重症患者の広域搬送等を円滑に行うために、ドクターヘリや消防防災ヘリ等の効率的な運用等を進める必要がある。(警防課 施策分野 個①③ 横①②)

### 【災害対応体制・資機材の充実】

市内各地で同時多発的に発生することが想定される火災等に迅速に対応するため、消防の広域連携を推進するとともに、消防車両や装備資機材の充実を図る必要がある。(警防課 施策分野 個①)

### 【災害対応能力の向上】

機会がある度に訓練は実施しているが、定期開催されているのは今治市総合防災訓練、愛媛県総合防災訓練等であり実施回数が少ないのが現状である。大規模災害時には他機関との連携は不可欠であることから、平時から連携を密にするための意見交換及び訓練を実施する必要がある。(警防課 施策分野 個①③ 横①②)

これまでの防災関係機関による見せる訓練から、地域住民や学校の児童生徒を巻き込んだ地域密着型の総合防災訓練を実施することにより、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関と連携を図りながら防災体制の一層の充実強化を図る必要がある。(防災危機管理課 施策分野 横①②)(再掲)

新型コロナウイルスのような感染症の蔓延により、災害対策を行う十分な体制が取れなくなる恐れがある。(防災危機管理課 施策分野 個①③ 横①)

## 2-3 消火・救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

### 【道路の確保等】

大規模な地震等により建築物やブロック塀等の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避するため、通行を確保すべき道路の沿道の建築物及びブロック塀等について、耐震診断・耐震改修及び建て替え等を促進する必要がある。(建築課 施策分野 個②⑥ 横④)(再掲)

### 【緊急輸送道路の通行確保】

緊急輸送道路(西瀬戸自動車道)に架かる農道橋が転落し、緊急輸送ネットワークを寸断することがないように対策を行う必要がある。(農業土木課 施策分野 個⑥⑨ 横④)(再掲)

### 【燃料の確保】

大規模災害時の消火・救助・救急、医療活動、その他社会生活の維持等に必要なエネルギーを確保するため、関係機関等との連携等により燃料を確保する必要がある。(管財課 施策分野 個①⑤ 横①③)

2-4 多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所での避難生活が困難となる事態(帰宅困難者等も含む)

【公民館等の耐震化改修事業】

市内には29の公民館及び公民館類似施設があるが、昭和40年代後半から50年代前半に整備されたもので耐震化率は低い。公民館は、地域コミュニティの活動の拠点であり、また防災の避難所として重要な位置づけであることから、建て替えや耐震化を含めた改修、長寿命化または建て替え等が必要である。(社会教育課 施策分野 個① 横④)(再掲)

【福祉避難所の新規指定】

新規指定を行なっているが、災害の規模・種類によっては開設できない恐れがある。(福祉政策課 施策分野 個③ 横③)

2-5 医療・保健・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

【道路の確保等】

大規模な地震等により建築物やブロック塀等の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避するため、通行を確保すべき道路の沿道の建築物及びブロック塀等について、耐震診断・耐震改修及び建て替え等を促進する必要がある。(建築課 施策分野 個②⑥ 横④)(再掲)

【広域幹線農道の整備】

広域的な緊急輸送や救援が円滑に行えるよう、広域幹線農道の整備促進に努め地域道路ネットワークの構築を図り、主要道路の代替ルートや避難道路となる農道整備を行う必要がある。(農業土木課 施策分野 個⑥⑦)(再掲)

【緊急輸送道路の通行確保】

緊急輸送道路(西瀬戸自動車道)に架かる農道橋が転落し、緊急輸送ネットワークを寸断することがないように対策を行う必要がある。(農業土木課 施策分野 個⑥⑨ 横④)(再掲)

【民間の医療機関の耐震化の促進】

大規模地震時の医療・保健・福祉機能の維持を図るため、民間の医療・保健・福祉機関の耐震化を促進する必要がある。(建築課 施策分野 個③ 横④)

【災害医療体制の充実強化】

医療資源が大幅に不足することが予想されるため、効果的に医療救護活動ができるよう、県、医師会等の関係機関と平常時から連携強化を図る必要がある。(健康推進課 施策分野 個③ 横①)

「今治圏域災害医療対策協議会」において、県、市、医師会等関係団体との連携強化を図り、災害医療体制の構築を進める必要がある。(健康推進課 施策分野 個③ 横①)

国・関係機関が実施する各種研修への参加を通じて、災害医療従事者の人材育成に取り組む必要がある。(健康推進課 施策分野 個③ 横①②)

#### 【EMIS の運用強化】

情報の共有により医療機関同士を組織化し、被災地全体で効果的な医療行為を行わなければ、多くの人命に影響が出る恐れがある。(健康推進課 施策分野 個③④ 横①)

医療機関同士で情報をうまく共有することができないゆえに、特定の病院に患者が集中する恐れがあることから、医療機関の稼働状況等を災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療救護活動に関わる各種情報を集約し、提供する必要がある。(健康推進課 施策分野 個③④ 横①)

#### 【医薬品等の安定供給】

災害に備え、医薬品・医療資機材の供給・調達について、事前に体制を構築しなければ、医療機能が麻痺する恐れがあることから、平常時から関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築しておく必要がある。(健康推進課 施策分野 個③)

### 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

#### 【感染症対策】

感染性の高い疫病に対する予防接種について、接種率が低ければ集団感染を起こす危険性があり、災害時に避難所などでの集団生活における、インフルエンザウイルス、肺炎、感染性胃腸炎などの集団感染が発生する恐れがあることから、感染性の高い疫病、予防接種が可能な疾病について、引き続き予防接種法に基づく予防接種の促進を図る必要がある。

また、感染症の予防について、日頃から普及啓発を図るとともに、避難所が開設された時に、迅速に健康教育等ができるようにする必要がある。(健康推進課 施策分野 個③ 横①)

#### 【汚水・汚泥等処理施設の地震対策】

汚水・汚泥等処理施設の多くは、旧耐震基準の下で整備したものであり、大規模地震発生後、機能不全の恐れがある。このため、地震対策においては地震時における要求機能の優先度を考慮した耐震化、並びに災害の被害を低減する訓練を実施する必要がある。(下水道工務課 施策分野 個② 横④)

#### 【汚水・汚泥等処理施設の老朽化対策】

汚水・汚泥処理施設は、戦後復興事業の一部として着手して以降、区域拡張しながら整備を進めており、今後大規模改築や更新のピークを迎える。このため、老朽化対策においては予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効率的な改築更新を実施し、機能を改善していく必要がある。(下水道工務課 施策分野 個② 横④)

### 3 大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

##### 【庁舎等の耐震化】

耐震強度の不足する支所庁舎等が多数存在し、すべての建物を耐震化するためには相当な年数と費用を要することから、優先度の高い施設から耐震化を進めていく必要がある。(管財課 施策分野 個① 横④)(再掲)

##### 【公民館等の耐震化改修事業】

市内には29の公民館及び公民館類似施設があるが、昭和40年代後半から50年代前半に整備されたもので耐震化率は低い。公民館は、地域コミュニティの活動の拠点であり、また防災の避難所として重要な位置づけであることから、建て替えや耐震化を含めた改修、長寿命化または建て替え等が必要である。(社会教育課 施策分野 個① 横④)(再掲)

##### 【消防建築物等の維持管理】

庁舎外壁はタイル張りになっているが、経年劣化で庁舎外壁全体のタイルが剥離して落下しており、来庁者及び災害対応する職員の安全確保が必要である。10年単位で剥離しそうな危険な箇所を修繕しているが、震災時には、広範囲な外壁タイルの剥離落下が想定される。また、庁舎鉄塔は、高さが31.2m(避雷針までの高さ)あり、昭和59年11月に建設したもので、腐食箇所を修繕しているが腐食が侵食している箇所は、強度が低下して危険である上に倒壊すれば大規模な被害を発生させる恐れがある。(消防総務課 施策分野 個① 横④)(再掲)

##### 【港湾施設の整備・保全対策】

地震等の発生時に所要の強度の不足により多くの施設が損傷を受ける。また港湾施設の老朽化の進展による施設の改良が必要となっている。(港湾課 施策分野 個⑥⑧ 横④)

##### 【消防団拠点施設整備】

災害対応の拠点となる消防団詰所、車庫については、消防力と地域の実情を考慮しながら建設を促進する必要がある。(消防総務課 施策分野 個① 横④)

##### 【災害対応力の向上】

大規模災害時に職員が参集できない、又は参集の遅れにより、災害対応に向けた迅速な体制作りができないことが予想されるため、参集ができた少数の職員でもって最小限の活動ができるようマニュアル化しておく必要がある。(防災危機管理課 施策分野 個① 横④)

これまでの防災関係機関による見せる訓練から、地域住民や学校の児童生徒を巻き込んだ地域密着型の総合防災訓練を実施することにより、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関と連携を図りながら防災体制の一層の充実強化を図る必要がある。(防災危機管理課 施策分野 横①②)(再掲)

様々な自然災害を想定した訓練を実施することにより、職員の災害対応能力向上を図る。(防災危機管理課 施策分野 個① 横①②)

#### 4 大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

##### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

###### 【通信指令台システム強化】

通信指令システムは、効率的かつ迅速な消防、救急等活動の根幹的役割を担うため、電源については、大災害発生等により、停電となっても非常用電源による稼働が可能である。しかし、機器破損によるシステム停止や、通信網の寸断、焼失による一部機能停止なども懸念され、最悪の場合は、無線機のみによる個々の活動となり、車両動態の把握、救助効率など大幅な活動力の低下となることが懸念される。(消防総務課 施策分野 個①④)

#### 5 大規模自然災害等の発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

##### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

###### 【道路の確保等】

大規模な地震等により建築物やブロック塀等の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避するため、通行を確保すべき道路の沿道の建築物及びブロック塀等について、耐震診断・耐震改修及び建て替え等を促進する必要がある。(建築課 施策分野 個②⑥ 横④)(再掲)

###### 【緊急輸送道路の通行確保】

緊急輸送道路(西瀬戸自動車道)に架かる農道橋が転落し、緊急輸送ネットワークを寸断することがないように対策を行う必要がある。(農業土木課 施策分野 個⑥⑨ 横④)(再掲)

災害時において交通機能を維持・確保する道路整備が必要である。(道路課 施策分野 個②⑥⑨)(再掲)

##### 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

###### 【道路の確保等】

大規模な地震等により建築物やブロック塀等の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避するため、通行を確保すべき道路の沿道の建築物及びブロック塀等について、耐震診断・耐震改修及び建て替え等を促進する必要がある。(建築課 施策分野 個②⑥ 横④)(再掲)

###### 【緊急輸送道路の通行確保】

緊急輸送道路(西瀬戸自動車道)に架かる農道橋が転落し、緊急輸送ネットワークを寸断することがないように対策を行う必要がある。(農業土木課 施策分野 個⑥⑨ 横④)(再掲)

災害時において交通機能を維持・確保する道路整備が必要である。(道路課 施策分野 個②⑥⑨)(再掲)

### 【ライフライン機能の確保】

長期間にわたるエネルギー供給の停止は、災害復旧のみならず、社会経済活動やサプライチェーンの維持困難につながることから、ライフライン機能の確保及び迅速な復旧が求められる。(防災危機管理課 施策分野 個④⑤ 横③)

### 5-3 コンビナート等、重要な産業施設の火災、損壊、爆発等

#### 【石油コンビナート等における防災対策】

石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設の管理者等に災害により発生した事故の原因等の情報を提供し、類似事故を防止し、防災対策の向上を図る必要がある。(予防課 施策分野 個① 横①)

### 5-4 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止

#### 【道路の確保等】

大規模な地震等により建築物やブロック塀等の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避するため、通行を確保すべき道路の沿道の建築物及びブロック塀等について、耐震診断・耐震改修及び建て替え等を促進する必要がある。(建築課 施策分野 個②⑥ 横④)(再掲)

人命救助や火災対応等において、緊急車両等がスムーズに通行できる道路整備が必要である。(道路課 施策分野 個②⑥⑨)(再掲)

災害時において交通機能を維持・確保する道路整備が必要である。(道路課 施策分野 個②⑥⑨)(再掲)

#### 【広域幹線農道の整備】

広域的な緊急輸送や救援が円滑に行えるよう、広域幹線農道の整備促進に努め地域道路ネットワークの構築を図り、主要道路の代替ルートや避難道路となる農道整備を行う必要がある。(農業土木課 施策分野 個⑥⑦)(再掲)

#### 【緊急輸送道路の通行確保】

緊急輸送道路(西瀬戸自動車道)に架かる農道橋が転落し、緊急輸送ネットワークを寸断することがないように対策を行う必要がある。(農業土木課 施策分野 個⑥⑨ 横④)(再掲)

#### 【施設の長寿命化】

漁港施設の老朽化が進行している一方、遊休化した施設も増加していることから、利用状況を見極め、計画的に対策を行う必要がある。(水産課 施策分野 個⑤⑥⑦ 横④)

## 5-5 食料等の安定供給の停滞

### 【備蓄物資等の整備】

大規模災害時には、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活関連商品のほか、災害対応資機材の確保が困難となることが予想されるため、物資・資機材等の備蓄体制の整備を図る必要がある。(防災危機管理課 施策分野 個① 横①⑤)(再掲)

### 【物資供給体制の整備】

地震発生後3日目以降の避難者への物資調達体制を確立するため、民間企業との物資の調達に関する協力体制を構築する必要がある。(防災危機管理課 施策分野 個① 横①③)(再掲)

## 6 大規模自然災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・ガスサプライチェーンの機能停止

#### 【ライフライン機能の確保】

長期間にわたるエネルギー供給の停止は、災害復旧のみならず、社会経済活動やサプライチェーンの維持困難につながることから、ライフライン機能の確保及び迅速な復旧が求められる。(防災危機管理課 施策分野 個④⑤ 横③)(再掲)

#### 【燃料の確保】

大規模災害時の消火・救助・救急、医療活動、その他社会生活の維持等に必要なエネルギーを確保するため、関係機関等との連携等により燃料を確保する必要がある。(管財課 施策分野 個①⑤ 横①③)

### 6-2 上水道、農・工業用水等の長期間にわたる供給停止(異常渇水等による供給不足含む)

#### 【水道施設耐震化計画】

病院や避難所、防災拠点等の重要施設については、医療用水、被災者の飲料水等をできる限り早期に確保する必要がある。(水道工務課 施策分野 個④ 横④)

#### 【農業用施設の老朽化対策】

農業用の開水路・パイプライン等が破損し、農地への用水供給が絶たれ、農産物の安定供給が低下することがないよう老朽化施設の対策工事を図る必要がある。(農業土木課 施策分野 個⑦ 横④)

### 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

#### 【汚水・汚泥等処理施設の地震対策】

汚水・汚泥等処理施設の多くは、旧耐震基準の下で整備したものであり、大規模地震発生後、機能不全の恐れがある。このため、地震対策においては、人命・地震時における要求機能の優先度を考慮した耐震化、並びに災害の被害を低減する訓練を実施する必要がある。(下水道工務課 施策分野 個② 横④)

#### 【汚水・汚泥等処理施設の老朽化対策】

汚水・汚泥処理施設は、高度経済成長後継続的に整備してきており、今後大規模改築や更新のピークを迎える。このため、老朽化対策においては予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効率的な改築更新を実施し、機能を改善していく必要がある。(下水道工務課 施策分野 個② 横④)

#### 【農業集落排水施設の統廃合及び老朽化対策】

農村環境の改善並びに公共水域の水質保全を目的に整備された農業集落排水施設は全区域において老朽化が著しく、今後の更新費用の増大が見込まれる中、災害による被害の最小化と迅速な機能回復のため、施設の統廃合を行うとともに、機能保全計画に基づいた最適な更新を行い、老朽化対策を図っていく必要がある。(農業土木課 施策分野 個② 横④)

#### 【浄化槽の設置整備】

環境に配慮し、災害に強い浄化槽の整備を促進する必要がある。(生活環境課 施策分野 個①③ 横②)

### 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

#### 【道路の確保等】

大規模な地震等により建築物やブロック塀等の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避するため、通行を確保すべき道路の沿道の建築物及びブロック塀等について、耐震診断・耐震改修及び建て替え等を促進する必要がある。(建築課 施策分野 個②⑥ 横④)(再掲)

災害時において交通機能を維持・確保する道路整備が必要である。(道路課 施策分野 個②⑥⑨)(再掲)

#### 【広域幹線農道の整備】

広域的な緊急輸送や救援が円滑に行えるよう、広域幹線農道の整備促進に努め地域道路ネットワークの構築を図り、主要道路の代替ルートや避難道路となる農道整備を行う必要がある。(農業土木課 施策分野 個⑥⑦)(再掲)

#### 【緊急輸送道路の通行確保】

緊急輸送道路(西瀬戸自動車道)に架かる農道橋が転落し、緊急輸送ネットワークを寸断することがないように対策を行う必要がある。(農業土木課 施策分野 個⑥⑨ 横④)(再掲)

#### 【汚水・汚泥等処理施設の地震対策】

下水道管路等の被災は、道路陥没を誘発し、地域交通ネットワークを分断する恐れがある。このため、地震対策においては、揺れ・液状化等の影響を抑制する部材や工法を採用していく必要がある。(下水道工務課 施策分野 個②⑥ 横④)

### 【汚水・汚泥等処理施設の老朽化対策】

下水道管きょ等は、戦災復興事業の一部として着手して以降、区域拡張しながら整備を進めており、耐久性の限界に近づいた管路が大量に発生する。今後、破損による道路陥没を誘発する恐れがあるため、老朽化対策においては、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効率的な改築更新を実施し、健全性を維持していく必要がある。（下水道工務課 施策分野 個②⑥ 横④）

## 6-5 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

### 【公民館等の耐震化改修事業】

市内には29の公民館及び公民館類似施設があるが、昭和40年代後半から50年代前半に整備されたもので耐震化率は低い。公民館は、地域コミュニティの活動の拠点であり、また防災の避難所として重要な位置づけであることから、建て替えや耐震化を含めた改修、長寿命化または建て替え等が必要である。（社会教育課 施策分野 個① 横④）（再掲）

### 【保育所等の耐震化・改築等】

公立・私立保育所等の耐震化や老朽化に伴う改築等（統廃合や再編によるものを含む）を実施することにより、子どもの安全確保と建物被害の軽減を図る必要がある。（保育幼稚園課 施策分野 個③ 横④）（再掲）

### 【備蓄物資等の整備】

大規模災害時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活関連商品のほか、災害対応資機材の確保が困難となることが予想されるため、物資・資機材等の備蓄体制の整備を図る必要がある。（防災危機管理課 施策分野 個① 横①⑤）（再掲）

### 【物資供給体制の整備】

地震発生後3日目以降の避難者への物資調達体制を確立するため、民間企業との物資の調達に関する協力体制を構築する必要がある。（防災危機管理課 施策分野 個① 横①③）（再掲）

## 7 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1 市街地での大規模火災の発生

#### 【消防団の充実強化】

消防団は地域防災力の中核として大きな役割を果たしていることから、被用者（事業所等に雇用されているサラリーマン等）の増加、高齢化の進展及び女性消防団員の活動に対するニーズの増加などに伴う多くの課題に対応し、消防団の充実強化や活性化を更に図る必要がある。（消防総務課 施策分野 個① 横②）（再掲）

#### 【消防水利の安定確保】

市街地における消防水利の多くを占める消火栓は、大規模地震発災時には、地盤の変動による水道管の破損、断水等により使用不能になると予想されることから、耐震性防火水槽等の整備を図り、安定した消防水利の確保を推進する必要がある。（警防課 施策分野 個①）

### 【災害対応体制・資機材の充実】

市内各地で同時多発的に発生することが想定される火災等に迅速に対応するため、消防の広域連携を推進するとともに、消防車両や装備資機材の充実を図る必要がある。(警防課 施策分野 個①)(再掲)

### 【自主防災組織の充実・強化】

大規模災害時には、警察・消防等の「公助」による助けが不足することが容易に想定されることから、地域防災力強化のため、引き続き自主防災組織の結成および地区における防災活動の活性化に取り組む必要がある。(防災危機管理課 施策分野 横①②)(再掲)

### 【災害対応力の向上】

災害に対する誤った知識や危機感が希薄なため、積極的に災害情報を収集せず、避難行動の遅れなどにより被害が拡大する恐れがある。(防災危機管理課 施策分野 横①②)(再掲)

これまでの防災関係機関による見せる訓練から、地域住民や学校の児童生徒を巻き込んだ地域密着型の総合防災訓練を実施することにより、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関と連携を図りながら防災体制の一層の充実強化を図る必要がある。(防災危機管理課 施策分野 横①②)(再掲)

## 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

### 【放置艇対策の促進】

漁港及び周辺水域に放置艇が多数係留しており、高潮・津波等の災害発生時には流出する恐れがある。(水産課 施策分野 個⑥⑦⑨)

### 【港内静穏度及び係留機能の確保】

港内静穏度が確保できておらず、激浪時に漁船の避難を余儀無くされており、係留機能や安全性が不足している。(水産課 施策分野 個⑤⑥⑦⑨)

港内静穏度が確保できておらず、荒天時に船舶の避難を余儀無くされており、係留機能や安全性が不足している。(港湾課 施策分野 個⑥⑦⑨)

### 【海上・臨海部の広域複合災害対策】

愛媛県石油コンビナート等防災計画の概要を広く職員に周知し、災害の発生及び拡大の防止等の向上を図る必要がある。(予防課 施策分野 個① 横①②)

## 7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

### 【道路の確保等】

大規模な地震等により建築物やブロック塀等の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避するため、通行を確保すべき道路の沿道の建築物及びブロック塀等について、耐震診断・耐震改修及び建て替え等を促進する必要がある。(建築課 施策分野 個②⑥ 横④)(再掲)

#### 【緊急輸送道路の通行確保】

緊急輸送道路(西瀬戸自動車道)に架かる農道橋が転落し、緊急輸送ネットワークを寸断することがないように対策を行う必要がある。(農業土木課 施策分野 個⑥⑨ 横④)(再掲)

#### 7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

##### 【老朽ため池の整備・不要ため池の廃止】

老朽・不要ため池が決壊した場合に、下流域に人的な被害を与えないようハザードマップの作成を行い、避難対策の推進を図るとともに、改修等によりため池施設の整備を行う必要がある。(農業土木課 施策分野 個⑦⑨ 横④)(再掲)

##### 【農業用ダム施設の老朽化対策】

農業用ダム施設の機能不全により、用水供給が絶たれ、農産物の供給が低下することがないように、適正な点検等維持管理に努めるとともに老朽化施設の対策工事を図る必要がある。(農業土木課 施策分野 個⑦ 横④)

#### 7-5 有害物質の大規模拡散・流出

##### 【有害物質流出対策】

災害時において、石綿が飛散し、健康被害の発生といった二次災害を防ぐために、建築物の耐震化及び石綿対策を行う必要がある。(建築課 施策分野 個②⑧ 横④)

#### 7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

##### 【農地の荒廃防止と営農環境の保全】

農地所有者の高齢化や担い手不足から、営農や適切な維持管理が困難となった農地の荒廃を防止し、併せて地域内の土地改良施設(農道、水路、ため池等)の機能保全を実施することにより、地域の営農環境を適切に維持管理し、土地改良施設の長寿命化を進める必要がある。(農業土木課 施策分野 個⑦⑨)

##### 【森林の整備による洪水の緩和】

森林所有者の高齢化等により間伐等の適切な森林管理が行われず、森林の荒廃に起因する国土保全機能(土砂流失の防止、山林の保水能力)の低下が招く山地災害に対して、間伐等の森林整備など適切な森林管理を行う必要がある。(農林振興課 施策分野 個⑦⑨)

## 8 大規模自然災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

#### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### 【ごみ焼却施設の維持管理】

ごみ焼却施設については、災害時にも安定したごみ焼却能力を確保できるよう維持・運営を図っていく必要がある。(リサイクル推進課 施策分野 個⑧)

### 【災害廃棄物処理体制の確保】

大規模な災害が発生した際には、災害の種類や発生場所等により、災害廃棄物の発生量や性状が大きく異なることから、処理体制を整備しておく必要がある。(リサイクル推進課 環境政策課 施策分野 個⑧)

### 【他の自治体との連携】

災害廃棄物の仮保管場所や最終処分場には限りがあるため、県や他地域自治体との広域的な連携を含めた対応を検討する必要がある。(リサイクル推進課 環境政策課 施策分野 個①⑧)

## 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材・資源の不足や基幹インフラの損壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 【地籍調査】

合併前の旧町村においては、すべて地籍調査が完了しているが、旧今治市地域においては平成22年度より事業を開始後、地籍調査未了面積は67.91km<sup>2</sup>。令和元年度までの十箇年の地籍調査面積は4.99km<sup>2</sup>で進捗率は7.34%となっている。調査完了まで相当な期間を要することから、被災後に道路等のライフラインの復旧・復興ができない期間が長引く恐れがある。(都市政策課 施策分野 個⑨ 横⑤)

### 【道路の確保等】

災害時において交通機能を維持・確保する道路整備が必要である。(道路課 施策分野 個②⑥⑨)(再掲)

### 【災害対応力の向上】

これまでの防災関係機関による見せる訓練から、地域住民や学校の児童生徒を巻き込んだ地域密着型の総合防災訓練を実施することにより、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関と連携を図りながら防災体制の一層の充実強化を図る必要がある。(防災危機管理課 施策分野 横①②)(再掲)

## 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 【災害対応力の向上】

これまでの防災関係機関による見せる訓練から、地域住民や学校の児童生徒を巻き込んだ地域密着型の総合防災訓練を実施することにより、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関と連携を図りながら防災体制の一層の充実強化を図る必要がある。(防災危機管理課 施策分野 横①②)(再掲)

### 【消防団の充実強化】

消防団は地域防災力の中核として大きな役割を果たしていることから、被用者(事業所等に雇用されているサラリーマン等)の増加、高齢化の進展及び女性消防団員の活動に対するニーズの増加などに伴う多くの課題に対応し、消防団の充実強化や活性化を更に図る必要がある。(消防総務課 施策分野 個① 横②)(再掲)

**【自主防災組織の充実・強化】**

大規模災害時には、警察・消防等の「公助」による助けが不足することが容易に想定されることから、地域防災力強化のため、引き続き自主防災組織の結成および地区における防災活動の活性化に取り組む必要がある。(防災危機管理課 施策分野 横①②)(再掲)

**8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**【各種計画書の整備】**

大規模災害時には、迅速な災害対応ができるよう、対策の指針となる各種計画書、マニュアルやハザードマップ等の整備し、市民への周知をしておく必要がある。(防災危機管理課 施策分野 横①②)(再掲)

## 1 リスクシナリオごとの施策の方針

第4章の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)に係る本市の脆弱性の評価及び本市の各種部門計画等を踏まえ、今後の施策の方針を、リスクシナリオごとに掲げた。

### 1 大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生  
【重点化】

#### 【建築物等の耐震化】

地震発生時における建築物の倒壊等の被害から市民の生命・身体及び財産を保護するため、不特定多数の者が利用する大規模建築物や避難路等の沿道建築物を対象に耐震診断・耐震改修等の周知・指導及び補助等を行い、民間建築物の耐震化を促進する。また、住宅についても、耐震診断・耐震改修等の周知及び補助等を行い、耐震化を促進する。(住宅・建築物安全ストック形成事業の推進)(建築課)

#### 【庁舎等の耐震化】

庁舎等耐震化については、対象棟数23に対し、7棟耐震化済である。来庁者数や耐震性能の状況により、優先度の高い施設から耐震改修を実施しており、対象建物の中でも最大規模の本庁舎については、令和6年度までに完了させる予定となっている。本庁舎の耐震化と並行し支所庁舎も順次実施し、他施設との集約統合を図りながら早期の完成を目指す。(管財課)

◆重要業績指標(KPI) 庁舎等耐震化率( $I_s/I_{so} \geq 1.0$ ) 30.4%(R2)→100%(一)

#### 【公民館等の耐震化改修事業】

公共建物の倒壊等による死傷者軽減及び指定避難所としての機能維持のため、耐震化、建て替え等を推進する。(社会教育課)

#### 【消防建築物等の維持管理】

外壁のタイル部分の継続的な修繕、及び鉄塔に関しても、経年劣化を加味しながら将来的に、全面的に建築し、消防庁舎の強化を推進する。(消防総務課)

#### 【既存建築物等の総合的な安全対策】

外装材等の破損落下等による被害を防止するため、所有者及び管理者に対し、適切な維持管理等に関する意識啓発を行うとともに耐震化を促進する。(住宅・建築物安全ストック形成事業の推進)(建築課)

今治市空家等対策計画に基づき、空き家の適切な管理の促進や、空き家の活用の促進などについて、総合的かつ的確に空き家対策に取り組む。(地域住宅計画に基づく事業の推進)(建築課)

◆重要業績指標(KPI)

老朽危険空家の除去軒数(個別事業は別冊) 12件(H26～R元)→40件(R2～R5)

【道路の確保等】

地震によって建築物やブロック塀等が緊急輸送道路等の重要な道路を閉鎖して通行を妨げることがないように、耐震診断・耐震改修及び建て替え等の周知・指導及び補助等を行い、避難路等の沿道の建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する。

(住宅・建築物安全ストック形成事業の推進)(建築課)

緊急車両の通行及び避難時の通行障害等の解消又は火災延焼を防止するため、狭隘道路の拡幅整備や代替ルートの確保等に努める。(道路課)

◆重要業績指標(KPI)

幹線道路等の整備延長(個別事業は別冊) 0km(R2)→2.4km(R7)

【緊急輸送道路の通行確保】

緊急輸送道路(西瀬戸自動車道)に架かる農道橋の耐震補強、老朽化対策を図るとともに撤去も視野に入れた対策に取り組む。(農業土木課)

【保育所等の耐震化・改築等】

現行の耐震基準を満たさない公立・私立施設の耐震改修や、老朽化に対応するための改築等(統廃合や再編によるものを含む)を推進する。(保育幼稚園課)

【耐震性防火水槽での消防水利強化】

旧今治市内の火災対応として、防火水槽に頼らず消火栓を基本として対応としているが、近年の大規模地震等でライフラインが寸断された場合を想定し、耐震性防火水槽の整備を行うなど、ライフライン停止時の消防水利確保を推進する。(消防総務課)

【消防団の充実強化】

認知度や魅力の向上により消防団員の確保を図るとともに、現場指揮体制の強化や安全装備品・車両、資機材等の充実、消防団活動の充実に取り組む。また、女性消防団員の活動しやすい環境づくりや地域との連携強化により、消防団を活性化し地域防災力の充実強化を図る。

(消防総務課)

### 【災害対応力の向上】

今後も関係機関と連携を図りながら地域住民、及び学校の児童生徒等を巻き込んだ地域密着型の総合防災訓練を実施し、大規模自然災害に対する市民の防災意識の向上を図る。(防災危機管理課)

### 【各種計画書の整備】

法律や国・県の計画見直しなどを踏まえ、大規模災害時に迅速な災害対応ができるよう、各種計画、マニュアルやハザードマップ等の整備に取り組む。(防災危機管理課)

## 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

【重点化】

### 【建築物等の耐震化】

地震発生時における建築物の倒壊等の被害から市民の生命・身体及び財産を保護するため、不特定多数の者が利用する大規模建築物や避難路等の沿道建築物を対象に耐震診断・耐震改修等の周知・指導及び補助等を行い、民間建築物の耐震化を促進する。また、住宅についても、耐震診断・耐震改修等の周知及び補助等を行い、耐震化を促進する。(住宅・建築物安全ストック形成事業の推進)(建築課)(再掲)

### 【既存建築物等の総合的な安全対策】

外装材等の破損落下等による被害を防止するため、所有者及び管理者に対し、適切な維持管理等に関する意識啓発を行うとともに耐震化を促進する。(住宅・建築物安全ストック形成事業の推進)(建築課)(再掲)

### 【庁舎等の耐震化】

庁舎等耐震化については、対象棟数 23 に対し、7 棟耐震化済である。来庁者数や耐震性能の状況により、優先度の高い施設から耐震改修を実施しており、対象建物の中でも最大規模の本庁舎については、令和 6 年度までに完了させる予定となっている。本庁舎の耐震化と並行し支所庁舎も順次実施し、他施設との集約統合を図りながら早期の完成を目指す。(管財課)(再掲)

◆重要業績指標(KPI) 庁舎等耐震化率( $I_s/I_{so} \geq 1.0$ ) 30.4%(R2)→100%(—)

### 【公民館等の耐震化改修事業】

公共建物の倒壊等による死傷者軽減及び指定避難所としての機能維持のため、耐震化、建て替え等を推進する。(社会教育課)(再掲)

## 【道路の確保等】

津波から市民の生命・財産を守り、安心して暮らせる地域を整備するため、津波対策とあわせた道路の整備を推進する。(道路課)

## ◆重要業績指標(KPI)

幹線道路等の整備延長(個別事業は別冊) 0km(R2)→2.4km(R7)

## 【水門・樋門操作従事者の命を守る】

河川管理施設及び海岸保全施設操作従事者の安全確保と河川管理施設及び海岸保全施設の操作簡素化を推進する。(下水道工務課)

## ◆重要業績指標(KPI)

①管理委託施設における通報装置及び遠隔監視装置の設置率 13.0%(R2)→100%(一)

②樋門・水門、ポンプ施設の電動化率 44.0%(R2)→100%(一)

## 【避難場所の確保】

該当する区域の各自治会関係者や事業者に対し、平時から各該当区域にある使用可能な避難場所、及び複数の避難経路を把握してもらうよう普及・啓発に取り組む。(防災危機管理課)

## 【津波避難計画の策定】

南海トラフ巨大地震の津波により30センチメートル以上の浸水が想定される消防計画作成義務の事業所に消防計画(南海トラフ地震防災規程提出義務事業所)の提出指導をし、津波避難計画を作成し逃げ遅れ者の防止を推進する。(予防課)

## 【災害対応力の向上】

今後も関係機関と連携を図りながら地域住民、及び学校の児童生徒等を巻き込んだ地域密着型の総合防災訓練を実施し、大規模自然災害に対する市民の防災意識の向上を図る。

(防災危機管理課)(再掲)

## 【海岸後背地の保全】

高潮、津波、波浪等による被害から背後地を保全するため、海岸保全施設の新設・改良等の整備を計画的に進めていく。(水産課)

## 【海岸施設の保全対策】

高潮・波浪等による被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能強化とともに不足している海岸保全施設を整備する。また、予防保全対策の実施により施設の延命化を図る。(港湾課)

### 【老朽ため池の整備・不要ため池の廃止】

老朽・不要ため池が決壊した場合のハザードマップの作成と農業用ため池の整備を行う。  
(農業土木課)

#### ◆重要業績指標(KPI)

- ①老朽ため池の更新整備(個別事業は別冊)
- ②浸水想定区域図・ハザードマップの作製(個別事業は別冊) 204池(R2)→373池(R6)

### 【地域の浸水被害軽減】

排水ポンプ場の耐震性能確保と各種設備の改築更新・再構築、浸水被害の見える化を拡大、  
外水氾濫対策施設との連携を図りつつ、浸水被害の想定と対応策の検討を進める。(下水道工務課)

#### ◆重要業績指標(KPI)

- ①耐震化が必要とされた重要施設(管理棟(管理人常駐)、雨水ポンプ施設)において地震対策を実施した割合 60.0%(R2)→100%(－)
- ②下水道根幹的施設整備による浸水被害の軽減が必要とされた排水区において浸水対策を実施した割合 27.0%(R2)→85.0%(－)
- ③下水道根幹的施設整備による浸水被害の軽減が必要とされた合流地区において浸水対策を実施した割合 0.0%(R2)→100%(－)
- ④内水ハザードマップを作成・公表した地区の割合 0.0%(R2)→9%(－)
- ⑤下水道BCP(水害編)の作成 未策定(R2)→策定(－)

### 【浸水対策施設の地震対策】

排水ポンプ場の耐震性能を確保に取り組む。(下水道工務課)

#### ◆重要業績指標(KPI)

- ①耐震化が必要とされた重要施設(管理棟(管理人常駐)、雨水ポンプ施設)において地震対策を実施した割合 60.0%(R2)→100%(－)
- ②地震発生後においても最低限必要とされる機能を維持または早期回復できる下水道施設の割合 71.0%(R2)→100%(－)

### 【浸水対策施設の老朽化対策】

下水道施設等の改築更新を進める。(下水道工務課)

**【浸水被害から市民の生命・財産を守る】**

河川・水路及び排水ポンプ設備の排水機能向上と浸水リスクの高い地域における河川・水路整備による予防保全、及び災害時におけるタイムラインの策定に取り組む。(下水道工務課)

**◆重要業績指標 (KPI)**

- |                                     |                   |
|-------------------------------------|-------------------|
| ①浸水被害の軽減が必要とされた河川・水路において浸水対策を実施した割合 | 40.0%(R2)→100%(一) |
| ②治水施設の修繕割合(年間)                      | 82.0%(R2)→100%(一) |
| ③タイムラインの策定                          | 策定中(R2)→策定(一)     |

**【水門・樋門操作従事者の命を守る】**

河川管理施設及び海岸保全施設操作従事者の安全確保と河川管理施設及び海岸保全施設の操作簡素化を推進する。(下水道工務課)(再掲)

**◆重要業績指標(KPI)**

- |                             |                   |
|-----------------------------|-------------------|
| ①管理委託施設における通報装置及び遠隔監視装置の設置率 | 13.0%(R2)→100%(一) |
| ②樋門・水門、ポンプ施設の電動化率           | 44.0%(R2)→100%(一) |

**1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態** **【重点化】**

**【がけ地等に近接する建築物等の安全対策】**

がけ地等に近接する住宅・建築物の土砂崩れ等による被害を軽減し、死傷者等の発生を防止するため、所有者及び管理者に対し、がけ地等の対策に関する意識啓発及び危険住宅の移転補助により安全対策を促進する。(住宅・建築物安全ストック形成事業の推進)(建築課)

**【大規模盛土造成地の安全性把握】**

第二次スクリーニング計画、第二次スクリーニングを実施し、滑動崩落の危険性が高い大規模盛土造成地については、造成宅地防災区域指定の検討を行い、さらには、変動予測調査で得られた大規模盛土造成地の安全性に関する情報の発信に取り組む。(都市政策課)

**【森林の整備による災害対策】**

県営治山事業による堰堤構築を推進する。(農林振興課)

**1-6 情報伝達の不備や災害に対する危機意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生** **【重点化】**

**【災害情報伝達体制の整備】**

市民が、災害種別に応じた的確な避難行動がとれるよう、同報系防災行政無線、緊急告知ラジオ、防災情報メール、ホームページ、フェイスブック等のSNS、テレビのテロップやデータ放送、緊急速報メール等の多様な媒体を活用して防災情報を発信するとともに、より効果的な情報伝達手段についても引き続き検討を進める。(防災危機管理課)

### 【災害対応力の向上】

市政出前講座やラジオ番組等を活用した正しい防災知識の普及・啓発を進める。(防災危機管理課)

今後も関係機関と連携を図りながら地域住民、及び学校の児童生徒等を巻き込んだ地域密着型の総合防災訓練を実施し、大規模自然災害に対する市民の防災意識の向上を図る。(防災危機管理課)(再掲)

乳幼児等利用施設(ぱりっこ広場等)を利用する乳幼児を抱える家庭に対し、ぱりっこ広場子育て講座等の防災講座を実施し、災害に関する情報の発信に取り組む。(子育て支援課)

### 【防災教育の推進】

児童生徒が防災に関する正しい知識を身に付け、自他の命を守る適切な行動がとれるよう、学習会や講演会を実施し、また実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練に取り組むなど、防災教育の充実を図る。(学校教育課)

#### ◆重要業績指標(KPI)

学習会、各種訓練等の実施

年1回避難訓練実施 → 年1回以上の防災学習会または講演会を実施  
→ 年1回以上の避難訓練または防災訓練を実施

### 【今治市避難行動要支援者避難支援事業】

75歳以上の者のみの世帯を把握し名簿を作成する。自治会等への情報提供に同意した人については、自治会や自主防災組織等に情報を提供し、災害時の避難計画や防災マップの作成に利用してもらい、避難時に支援が必要な者を事前に把握し、円滑な避難を行えるよう支援に取り組む。(福祉政策課)

#### ◆重要業績指標(KPI)

避難行動要支援者個別計画策定率 45.36%(R2)→100%(一)

## 2 大規模自然災害等の発生直後から消火・救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【重点化】

### 【道路の確保等】

地震によって建築物やブロック塀等が緊急輸送道路等の重要な道路を閉鎖して通行を妨げることがないように、耐震診断・耐震改修及び建て替え等の周知・指導及び補助等を行い、避難路等の沿道の建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する。(住宅・建築物安全ストック形成事業の推進)(建築課)(再掲)

大規模災害時の救命・救援活動や支援物資の輸送等を担う今治小松自動車道の整備を促進するほか、緊急輸送道路等における改良、耐震化等の防災対策を進める。(道路課)

◆重要業績指標(KPI)

緊急輸送道路(市指定)の橋梁耐震化率(個別事業は別冊) 57%(R2)→80%(R7)

【広域幹線農道の整備】

広域幹線農道の整備促進に努め、地域道路ネットワークの構築を図り、主要道路の代替ルートや避難道路となる農道整備を行う。(農業土木課)

◆重要業績指標(KPI)

広域幹線農道の整備(個別事業は別冊) 0.1km(R2)→2.3km(R4)

【緊急輸送道路の通行確保】

緊急輸送道路(西瀬戸自動車道)に架かる農道橋の耐震補強、老朽化対策を図るとともに撤去も視野に入れた対策に取り組む。(農業土木課)(再掲)

【耐震強化施設の整備】

地震・津波等の災害発生時、緊急避難、救難・救助及び緊急物資輸送の支援拠点となる防災拠点施設の整備を進める。(水産課)

【耐震強化岸壁の整備】

緊急物資の輸送拠点の活用と経済活動を維持するため、大規模地震が発生した場合にも耐え得る岸壁の整備を行うとともに陸上輸送を含む一体的な物流機能を確保する。(港湾課)

◆重要業績指標(KPI)

耐震岸壁の整備率(個別事業は別冊) 0%(R2)→50%(R10)

【災害対応力の向上】

今後も関係機関と連携を図りながら地域住民、及び学校の児童生徒等を巻き込んだ地域密着型の総合防災訓練を実施し、大規模自然災害に対する市民の防災意識の向上を図る。(防災危機管理課)(再掲)

【備蓄物資等の整備】

大規模自然災害発生時に備え、必要な物資・資機材の計画的な整備を推進する。(防災危機管理課)

【物資供給体制の整備】

地震発生後3日目以降の避難者への物資調達体制を確立するため、民間企業との物資の調達に関する協力協定の締結推進に取り組む。(防災危機管理課)

【道路の確保等】

地震によって建築物やブロック塀等が緊急輸送道路等の重要な道路を閉鎖して通行を妨げることがないように、耐震診断・耐震改修及び建て替え等の周知・指導及び補助等を行い、避難路等の沿道の建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する。

(住宅・建築物安全ストック形成事業の推進)(建築課)(再掲)

【緊急輸送道路の通行確保】

緊急輸送道路(西瀬戸自動車道)に架かる農道橋の耐震補強、老朽化対策を図るとともに撤去も視野に入れた対策に取り組む。(農業土木課)(再掲)

【消防団の充実強化】

認知度や魅力の向上により消防団員の確保を図るとともに、現場指揮体制の強化や安全装備品・車両、資機材等の充実、消防団活動の充実に取り組む。また、女性消防団員の活動しやすい環境づくりや地域との連携強化により、消防団を活性化し地域防災力の充実強化を図る。

(消防総務課)(再掲)

【自主防災組織の充実・強化】

大規模な自然災害が発生した際に、公助の機能に限界があるため、自主防災組織や地域住民が主体となった自助・共助による防災活動の活性化を図る。(防災危機管理課)

◆重要業績指標(KPI)

自主防災組織結成率

72.3%(R2)→100%(－)

【応急手当普及啓発の推進】

大規模災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習、出前講座等を通じて、市民の防災力向上を図る。(警防課)

【救護搬送体制の充実・強化】

大規模災害時には医療資源が大幅に不足することが予想されるため、効率的に救護活動、及び搬送体制等を展開できるよう、医療機関、及び関係機関等と平常時から連携強化を図る必要がある。また、重症患者の広域搬送等を円滑に行うために、ドクターヘリや消防防災ヘリ等の効率的な運用等を進める。(警防課)

【災害対応体制・資機材の充実】

市内各地で同時多発的に発生することが想定される火災等に迅速に対応するため、消防の広域連携を推進するとともに、消防車両や装備資機材の充実を図る。(警防課)

### 【災害対応能力の向上】

様々な訓練や意見交換等による情報共有を通じて、被災地での救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等との連携強化に努める。(警防課)

今後も関係機関と連携を図りながら地域住民、及び学校の児童生徒等を巻き込んだ地域密着型の総合防災訓練を実施し、大規模自然災害に対する市民の防災意識の向上を図る。  
(防災危機管理課)(再掲)

感染症拡大時においても、災害対応に必要な十分な体制づくりができるよう、関係機関と情報を共有し、連携を図る。(防災危機管理課)

## 2-3 消火・救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

【重点化】

### 【道路の確保等】

地震によって建築物やブロック塀等が緊急輸送道路等の重要な道路を閉鎖して通行を妨げることがないように、耐震診断・耐震改修及び建て替え等の周知・指導及び補助等を行い、避難路等の沿道の建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する。

(住宅・建築物安全ストック形成事業の推進)(建築課)(再掲)

### 【緊急輸送道路の通行確保】

緊急輸送道路(西瀬戸自動車道)に架かる農道橋の耐震補強、老朽化対策を図るとともに撤去も視野に入れた対策に取り組む。(農業土木課)(再掲)

### 【燃料の確保】

今治石油商業協同組合と連携を図り、大規模災害時にも燃料供給が可能な体制づくりに取り組む。(管財課)

## 2-4 多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所での避難生活が困難となる事態(帰宅困難者等も含む)

### 【公民館等の耐震化改修事業】

公共建物の倒壊等による死傷者軽減及び指定避難所としての機能維持のため、耐震化、建て替え等を推進する。(社会教育課)(再掲)

### 【福祉避難所の新規指定】

福祉避難所を多く指定し、要配慮者の収容可能人数を増やすよう取り組む。(福祉政策課)

### ◆重要業績指標(KPI)

福祉避難所充足率

15.6%(R2)→30%(一)

2-5 医療・保健・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺 【重点化】

【道路の確保等】

地震によって建築物やブロック塀等が緊急輸送道路等の重要な道路を閉鎖して通行を妨げることがないように、耐震診断・耐震改修及び建て替え等の周知・指導及び補助等を行い、避難路等の沿道の建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する。

(住宅・建築物安全ストック形成事業の推進)(建築課)(再掲)

【広域幹線農道の整備】

広域幹線農道の整備促進に努め地域道路ネットワークの構築を図り、主要道路の代替ルートや避難道路となる農道整備を行う。(農業土木課)(再掲)

◆重要業績指標(KPI)

広域幹線農道の整備(個別事業は別冊) 0.1km(R2)→2.3km(R4)

【緊急輸送道路の通行確保】

緊急輸送道路(西瀬戸自動車道)に架かる農道橋の耐震補強、老朽化対策を図るとともに撤去も視野に入れた対策に取り組む。(農業土木課)(再掲)

【民間の医療機関の耐震化の促進】

地震発生時における建築物の倒壊等の被害から市民の生命・身体及び財産を保護するため、医療・保健・福祉機関を対象に耐震診断・耐震改修等の周知・指導等を行い、民間建築物の耐震化を促進する。(建築課)

【災害医療体制の充実強化】

県と連携して災害医療コーディネータを軸とした「愛媛県医療救護活動要領」に基づく災害医療体制の充実強化を図る。(健康推進課)

【EMIS の運用強化】

迅速かつ的確な医療救護活動等の展開や DMAT・DPAT の受入れを円滑に行うため、EMIS の運用体制を整備する。(健康推進課)

【医薬品等の安定供給】

災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制の構築に取り組む。(健康推進課)

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 【重点化】

【感染症対策】

大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から感染症予防等の健康教育の普及啓発を行い、予防接種を推進する。(健康推進課)

### 【汚水・汚泥等処理施設の地震対策】

下水道施設等の耐震性能・代替機能確保に取り組む。また、災害時においても、機能を維持・早期回復できるように既定計画のブラッシュアップと訓練に取り組む。(下水道工務課)

#### ◆重要業績指標(KPI)

- ①耐震化が必要とされた重要施設(管理棟(管理人常駐)、雨水ポンプ施設)において地震対策を実施した割合 60.0%(R2)→100%(－)
- ②地震発生後においても最低限必要とされる機能を維持または早期回復できる下水道施設の割合 71.0%(R2)→100%(－)

### 【汚水・汚泥等処理施設の老朽化対策】

下水道施設等の改築更新を進める。(下水道工務課)(再掲)

#### ◆重要業績指標(KPI)

- ① 下水道施設(処理場および汚水ポンプ場)においてリスク評価によるマネジメントを行い、計画期間内における老朽化対策を実施した割合 0.0%(R2)→100%(－)
- ② 下水道施設(管渠)においてリスク評価によるマネジメントを行い、計画期間内における道路陥没対策を実施した割合 8.0%(R2)→14.0%(－)

## 3 大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

### 3-1 市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

【重点化】

#### 【庁舎等の耐震化】

庁舎等耐震化については、対象棟数 23 に対し、7 棟耐震化済である。来庁者数や耐震性能の状況により、優先度の高い施設から耐震改修を実施しており、対象建物の中でも最大規模の本庁舎については、令和 6 年度までに完了させる予定となっている。本庁舎の耐震化と並行し支所庁舎も順次実施し、他施設との集約統合を図りながら早期の完成を目指す。(管財課)(再掲)

- ◆重要業績指標(KPI) 庁舎等耐震化率( $I_s/I_{so} \geq 1.0$ ) 30.4%(R2)→100%(－)

#### 【公民館等の耐震化改修事業】

公共建物の倒壊等による死傷者軽減及び指定避難所としての機能維持のため、耐震化、建て替え等を推進する。(社会教育課)(再掲)

#### 【消防建築物等の維持管理】

外壁のタイル部分の継続的な修繕、及び鉄塔に関しても、経年劣化を加味しながら将来的に、全面的に建築し、消防庁舎の強化を推進する。(消防総務課)(再掲)

### 【港湾施設の整備・保全対策】

施設の信頼性の確保と被災した場合でも短時間で復旧できる保全性を確保するため、耐震機能を有した施設整備を行うとともに老朽化した施設の計画的な改良を実施する。(港湾課)

#### ◆重要業績指標(KPI)

維持管理計画策定率(個別事業は別冊) 39%(R2)→100%(R12)

### 【消防団拠点施設整備】

大規模災害による長期的な消防団活動に備え、地域の実情を踏まえながら消防詰所及び車庫を更新整備する。(消防総務課)

### 【災害対応力の向上】

平成30年度に策定した初動対応マニュアルを、災害体験や最新の知見を基に、定期的に更新を行っていく。(防災危機管理課)

今後も関係機関と連携を図りながら地域住民、及び学校の児童生徒等を巻き込んだ地域密着型の総合防災訓練を実施し、大規模自然災害に対する市民の防災意識の向上を図る。(防災危機管理課)(再掲)

人事異動や機構改革等により、災害時の対応業務も変わり、業務に不慣れな職員が出ることも想定されることから、これらの職員のスキルアップを図っていく必要がある。(防災危機管理課)

## 4 大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

#### 【通信指令台システム強化】

大災害発生時においても、その機能を維持できるよう機器、電源、通信網等のより強固な対策を検討する。また、迅速で効率的な救助、消火活動等により被害を最小限度に食い止める事が可能となるよう、システムを構成する各機器は、常時推奨期間内での確実な機器更新を促進する。(消防総務課)

## 5 大規模自然災害等の発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

#### 【道路の確保等】

地震によって建築物やブロック塀等が緊急輸送道路等の重要な道路を閉鎖して通行を妨げることがないように、耐震診断・耐震改修及び建て替え等の周知・指導及び補助等を行い、避難路等の沿道の建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する。

(住宅・建築物安全ストック形成事業の推進)(建築課)(再掲)

### 【緊急輸送道路の通行確保】

緊急輸送道路(西瀬戸自動車道)に架かる農道橋の耐震補強、老朽化対策を図るとともに撤去も視野に入れた対策に取り組む。(農業土木課)(再掲)

大規模災害時の救命・救援活動や支援物資の輸送等を担う今治小松自動車道の整備を促進する。(道路課)

災害に強い道路ネットワークを構築するため、幹線道路や緊急輸送道路、狭隘道路の拡幅整備等を推進するとともに、橋梁の耐震化対策、トンネル保全等の防災対策を推進する。(道路課)

橋梁やトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行うなど、計画的な老朽化対策を実施する。(道路課)

#### ◆重要業績指標(KPI)

幹線道路等の整備延長(個別事業は別冊) 0km (R2) →2.4km (R7)

緊急輸送道路(市指定)の橋梁耐震化率(個別事業は別冊) 57% (R3) →80% (R7)

## 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

【重点化】

### 【道路の確保等】

地震によって建築物やブロック塀等が緊急輸送道路等の重要な道路を閉鎖して通行を妨げることがないように、耐震診断・耐震改修及び建て替え等の周知・指導及び補助等を行い、避難路等の沿道の建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する。

(住宅・建築物安全ストック形成事業の推進)(建築課)(再掲)

### 【緊急輸送道路の通行確保】

緊急輸送道路(西瀬戸自動車道)に架かる農道橋の耐震補強、老朽化対策を図るとともに撤去も視野に入れた対策に取り組む。(農業土木課)(再掲)

大規模災害時の救命・救援活動や支援物資の輸送等を担う今治小松自動車道の整備を促進する。(道路課)(再掲)

災害に強い道路ネットワークを構築するため、幹線道路や緊急輸送道路、狭隘道路の拡幅整備等を推進するとともに、橋梁の耐震化対策、トンネル保全等の防災対策を推進する。(道路課)(再掲)

橋梁やトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行うなど、計画的な老朽化対策を実施する。(道路課)(再掲)

◆重要業績指標(KPI)

幹線道路等の整備延長(個別事業は別冊) 0km(R2)→2.4km(R7)

緊急輸送道路(市指定)の橋梁耐震化率(個別事業は別冊) 57%(R3)→80%(R7)

【ライフライン機能の確保】

関係機関と連携を密にし、ライフライン機能の確保及び迅速な復旧に努める。(防災危機管理課)

5-3 コンビナート等、重要な産業施設の火災、損壊、爆発等

【石油コンビナート等における防災対策】

石油コンビナート等特別防災区域に定期的に立入検査を実施し、危険物施設等の事故防止指導をすることにより防災対策の向上を促進する。(予防課)

5-4 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止

【道路の確保等】

地震によって建築物やブロック塀等が緊急輸送道路等の重要な道路を閉鎖して通行を妨げることがないように、耐震診断・耐震改修及び建て替え等の周知・指導及び補助等を行い、避難路等の沿道の建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する。

(住宅・建築物安全ストック形成事業の推進)(建築課)(再掲)

緊急車両の通行及び避難時の通行障害等の解消又は火災延焼を防止するため、狭隘道路の拡幅整備や代替ルートの確保等に努める。(道路課)(再掲)

基幹となる交通ネットワークの分断を阻止するため、幹線道路の整備や緊急輸送道路における改良、耐震化等の防災対策を推進する。(道路課)

◆重要業績指標(KPI)

幹線道路等の整備延長(個別事業は別記) 0km(R2)→2.4km(R7)

緊急輸送道路(市指定)の橋梁耐震化率(個別事業は別記) 57%(R2)→80%(R7)

【広域幹線農道の整備】

広域幹線農道の整備促進に努め地域道路ネットワークの構築を図り、主要道路の代替ルートや避難道路となる農道整備を行う。(農業土木課)(再掲)

◆重要業績指標(KPI)

広域幹線農道の整備(個別事業は別冊) 0.1km(R2)→2.3km(R4)

### 【緊急輸送道路の通行確保】

緊急輸送道路(西瀬戸自動車道)に架かる農道橋の耐震補強、老朽化対策を図るとともに撤去も視野に入れた対策に取り組む。(農業土木課)(再掲)

### 【施設の長寿命化】

海上交通の安全性向上及び水産物の安定供給を図るため、利用状況を見極め、長寿命化を図る施設を取捨選択し、計画的に長寿命化対策に取り組む。(水産課)

## 5-5 食料等の安定供給の停滞

### 【備蓄物資等の整備】

大規模自然災害発生時に備え、必要な物資・資機材の計画的な整備を推進する。(防災危機管理課)(再掲)

### 【物資供給体制の整備】

地震発生後3日目以降の避難者への物資調達体制を確立するため、民間企業との物資の調達に関する協力協定の締結推進に取り組む。(防災危機管理課)(再掲)

## 6 大規模自然災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・ガスサプライチェーンの機能停止

#### 【ライフライン機能の確保】

関係機関と連携を密にし、ライフライン機能の確保及び迅速な復旧に努める。(防災危機管理課)(再掲)

#### 【燃料の確保】

今治石油商業協同組合と連携を図り、大規模災害時にも燃料供給が可能な体制づくりに取り組む。(管財課)(再掲)

### 6-2 上水道、農・工業用水等の長期間にわたる供給停止(異常湧水等による供給不足含む)

#### 【水道施設耐震化計画】

病院や避難所、防災拠点等の重要施設等に至る重要給水管路を2035年までに全て耐震管とする整備を進める。(水道工務課)

#### ◆重要業績指標(KPI)

重要給水管耐震化率(個別事業は別冊)

30.3%(2019末)→100%(2035年)

### 【農業用施設の老朽化対策】

農業用の開水路・パイプライン等の施設の老朽化対策を図る。(農業土木課)

#### ◆重要業績指標(KPI)

農業用施設の更新整備(個別事業は別冊)

### 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

#### 【汚水・汚泥等処理施設の地震対策】

下水道施設等の耐震性能・代替機能確保に取り組む。また、災害時においても、機能を維持・早期回復できるように既定計画のブラッシュアップと訓練に取り組む。(下水道工務課)(再掲)

#### ◆重要業績指標(KPI)

- ① 耐震化が必要とされた重要施設(管理棟(管理人常駐)、雨水ポンプ施設)において地震対策を実施した割合 60.0%(R2)→100%(－)
- ② 地震発生後においても最低限必要とされる機能を維持または早期回復できる下水道施設の割合 71.0%(R2)→100%(－)

#### 【汚水・汚泥等処理施設の老朽化対策】

下水道施設等の改築更新を進める。(下水道工務課)(再掲)

#### ◆重要業績指標(KPI)

- ① 下水道施設(処理場および汚水ポンプ場)においてリスク評価によるマネジメントを行い、計画期間内における老朽化対策を実施した割合 0.0%(R2)→100%(－)
- ② 下水道施設(管渠)においてリスク評価によるマネジメントを行い、計画期間内における道路陥没対策を実施した割合 8.0%(R2)→14.0%(－)

#### 【農業集落排水施設の統廃合及び老朽化対策】

農業集落排水施設の統廃合を行うとともに最適な機能保全計画による老朽化対策を図る。(農業土木課)

#### ◆重要業績指標(KPI)

農業集落排水施設の統廃合(個別事業は別冊) 25 施設(R2)→14 施設(R7)

#### 【浄化槽の設置整備】

環境に配慮し、災害に強い浄化槽の整備を様々な施策を組み合わせる総合的に推進する。(生活環境課)

## 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

### 【道路の確保等】

地震によって建築物やブロック塀等が緊急輸送道路等の重要な道路を閉鎖して通行を妨げることがないように、耐震診断・耐震改修及び建て替え等の周知・指導及び補助等を行い、避難路等の沿道の建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する。

(住宅・建築物安全ストック形成事業の推進)(建築課)(再掲)

大規模災害時の救命・救援活動や支援物資の輸送等を担う今治小松自動車道の整備を促進する。(道路課)(再掲)

災害に強い道路ネットワークを構築するため、幹線道路や緊急輸送道路、狭隘道路の拡幅整備等を推進するとともに、橋梁の耐震化対策、トンネル保全等の防災対策を推進する。(道路課)(再掲)

橋梁やトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行うなど、計画的な老朽化対策を実施する。(道路課)(再掲)

#### ◆重要業績指標(KPI)

幹線道路等の整備延長(個別事業は別冊) 0km(R2)→2.4km(R7)

緊急輸送道路(市指定)の橋梁耐震化率(個別事業は別冊) 57%(R3)→80%(R7)

### 【広域幹線農道の整備】

広域幹線農道の整備促進に努め地域道路ネットワークの構築を図り、主要道路の代替ルートや避難道路となる農道整備を行う。(農業土木課)(再掲)

#### ◆重要業績指標(KPI)

広域幹線農道の整備(個別事業は別冊) 0.1km(R2)→2.3km(R4)

### 【緊急輸送道路の通行確保】

緊急輸送道路(西瀬戸自動車道)に架かる農道橋の耐震補強、老朽化対策を図るとともに撤去も視野に入れた対策に取り組む。(農業土木課)(再掲)

### 【汚水・汚泥等処理施設の地震対策】

下水道施設等の耐震性能・代替機能確保に取り組む。また、災害時においても、機能を維持・早期回復できるように既定計画のブラッシュアップと訓練に取り組む。(下水道工務課)(再掲)

### 【汚水・汚泥等処理施設の老朽化対策】

下水道施設等の改築更新を進める。(下水道工務課)(再掲)

### ◆重要業績指標(KPI)

- ① 下水道施設(管渠)においてリスク評価によるマネジメントを行い、計画期間内における道路陥没対策を実施した割合 8.0%(R2)→14.0%(一)

## 6-5 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

### 【公民館等の耐震化改修事業】

公共建物の倒壊等による死傷者軽減及び指定避難所としての機能維持のため、耐震化、建て替え等を推進する。(社会教育課)(再掲)

### 【保育所等の耐震化・改築等】

現行の耐震基準を満たさない公立・私立施設の耐震改修や、老朽化に対応するための改築等(統廃合や再編によるものを含む)を推進する。(保育幼稚園課)(再掲)

### 【備蓄物資等の整備】

大規模自然災害発生時に備え、必要な物資・資機材の計画的な整備を推進する。(防災危機管理課)(再掲)

### 【物資供給体制の整備】

地震発生後3日目以降の避難者への物資調達体制を確立するため、民間企業との物資の調達に関する協力協定の締結推進に取り組む。(防災危機管理課)(再掲)

## 7 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1 市街地での大規模火災の発生

【重点化】

#### 【消防団の充実強化】

認知度や魅力の向上により消防団員の確保を図るとともに、現場指揮体制の強化や安全装備品・車両、資機材等の充実、消防団活動の充実に取り組む。また、女性消防団員の活動しやすい環境づくりや地域との連携強化により、消防団を活性化し地域防災力の充実強化を図る。(消防総務課)(再掲)

#### 【消防水利の安定確保】

市街地における消防水利の多くを占める消火栓は、大規模地震発災時には地盤の変動による水道管の破損、断水等により使用不能になると予想されることから、耐震性防火水槽等の整備を図り、安定した消防水利の確保を推進する。(警防課)

#### 【災害対応体制・資機材の充実】

市内各地で同時多発的に発生することが想定される火災等に迅速に対応するため、消防の広域連携を推進するとともに、消防車両や装備資機材の充実を図る。(警防課)(再掲)

### 【自主防災組織の充実・強化】

大規模な自然災害が発生した際に、公助の機能に限界があるため、自主防災組織や地域住民が主体となった自助・共助による防災活動の活性化を図る。(防災危機管理課)(再掲)

#### ◆重要業績指標(KPI)

自主防災組織結成率 72.3%(R2)→100%(－)

### 【災害対応力の向上】

市政出前講座やラジオ番組等を活用した正しい防災知識の普及・啓発を進める。(防災危機管理課)(再掲)

今後も関係機関と連携を図りながら地域住民、及び学校の児童生徒等を巻き込んだ地域密着型の総合防災訓練を実施し、大規模自然災害に対する市民の防災意識の向上を図る。

(防災危機管理課)(再掲)

## 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

【重点化】

### 【放置艇対策の促進】

既存用地・水域を有効活用して船舶保管施設を整備するとともに、船舶所有者を特定し、適正係留の要請を継続して行う。(水産課)

### 【港内静穏度及び係留機能の確保】

災害発生時、港内への避難が可能となるよう外郭・係留施設等を整備するとともに、廃船処理を進め、港内の適正利用を推進する。(水産課)

災害発生時でも係留が可能となるよう外郭・係留施設等を整備し港内の適正利用を推進する。(港湾課)

### 【海上・臨海部の広域複合災害対策】

愛媛県石油コンビナート等防災計画を遵守することにより災害の発生及び拡大の防止等を推進する。(予防課)

## 7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

【重点化】

### 【道路の確保等】

地震によって建築物やブロック塀等が緊急輸送道路等の重要な道路を閉鎖して通行を妨げることがないように、耐震診断・耐震改修及び建て替え等の周知・指導及び補助等を行い、避難路等の沿道の建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する。

(住宅・建築物安全ストック形成事業の推進)(建築課)(再掲)

### 【緊急輸送道路の通行確保】

緊急輸送道路(西瀬戸自動車道)に架かる農道橋の耐震補強、老朽化対策を図るとともに撤去も視野に入れた対策に取り組む。(農業土木課)(再掲)

## 7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【重点化】

### 【老朽ため池の整備・不要ため池の廃止】

老朽・不要ため池が決壊した場合のハザードマップの作成と農業用ため池の整備を行う。(農業土木課)(再掲)

### 【農業用ダム施設の老朽化対策】

農業用ダム施設の老朽化対策を図る。(農業土木課)

## 7-5 有害物質の大規模拡散・流出

### 【有害物質流出対策】

災害時に建築物等の倒壊等による石綿の飛散を防止するため、平常時から法令に基づく施設の点検や石綿含有調査による有害物質の把握及び耐震化を促進する等、化学物質による環境リスクの低減を図る。(住宅・建築物安全ストック形成事業の推進)(建築課)

## 7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

### 【農地の荒廃防止と営農環境の保全】

多面的機能支払交付金事業を活用し、地域住民の手により地域内農地の荒廃を防止と共に、地域内の土地改良施設(農道、水路、ため池等)の機能保全を実施し、土地改良施設の長寿命化に資する。(農業土木課)

### 【森林の整備による洪水の緩和】

個人所有山林も併せて、自治体が間伐等の適切な森林整備を推進する。(農林振興課)

## 8 大規模自然災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 【ごみ焼却施設の維持管理】

ごみ焼却施設については、安定した稼働ができるよう、今後も施設を適切に維持・運営に努める。(リサイクル推進課)

#### 【災害廃棄物処理体制の確保】

災害により発生したがれき混じり土砂や建物の倒壊等により生じたがれきなど、災害廃棄物の種類により、処理体制も異なることから、関係機関との連絡体制を確立するとともに、資機材、人員、仮置場、最終処分の確保について定めるなど、迅速かつ適切に対応できるごみ処理体制の構築に取り組む。(リサイクル推進課 環境政策課)

### 【他の自治体との連携】

大規模災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携等について、今後も検討を進める。(リサイクル推進課 環境政策課)

## 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材・資源の不足や基幹インフラの損壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 【地籍調査】

河川災害の被害が想定される蒼社川沿いの DID 地区の調査を先行し、次いで液状化、津波の想定範囲の調査を進めていく。(都市政策課)

### 【道路の確保等】

大規模災害時の救命・救援活動や支援物資の輸送等を担う今治小松自動車道の整備を促進する。(道路課)(再掲)

基幹となる交通ネットワークの分断を阻止するため、幹線道路の整備や緊急輸送道路における改良、耐震化等の防災対策を推進する。(道路課)(再掲)

### ◆重要業績指標(KPI)

幹線道路等の整備延長(個別事業は別冊) 0km(R2)→2.4km(R7)

緊急輸送道路(市指定)の橋梁耐震化率(個別事業は別冊) 57%(R3)→80%(R7)

### 【災害対応能力の向上】

今後も関係機関と連携を図りながら地域住民、及び学校の児童生徒等を巻き込んだ地域密着型の総合防災訓練を実施し、大規模自然災害に対する市民の防災意識の向上を図る。(防災危機管理課)(再掲)

## 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 【災害対応能力の向上】

今後も関係機関と連携を図りながら地域住民、及び学校の児童生徒等を巻き込んだ地域密着型の総合防災訓練を実施し、大規模自然災害に対する市民の防災意識の向上を図る。(防災危機管理課)(再掲)

### 【消防団の充実強化】

認知度や魅力の向上により消防団員の確保を図るとともに、現場指揮体制の強化や安全装備品・車両、資機材等の充実、消防団活動の充実に取り組む。また、女性消防団員の活動しやすい環境づくりや地域との連携強化により、消防団を活性化し地域防災力の充実強化を図る。(消防総務課)(再掲)

### 【自主防災組織の充実・強化】

大規模な自然災害が発生した際に、公助の機能に限界があるため、自主防災組織や地域住民が主体となった自助・共助による防災活動の活性化を図る。(防災危機管理課)(再掲)

#### ◆重要業績指標(KPI)

自主防災組織結成率

72.3%(R2)→100%(－)

8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 【各種計画書の整備】

法律や国・県の計画見直しなどを踏まえ、大規模災害時に迅速な災害対応ができるよう、各種計画、マニュアルやハザードマップ等の整備に取り組む。(防災危機管理課)(再掲)

## 2 重点化する施策

### (1) 重点化の考え方

大規模自然災害の発生に備えた防災・減災に係る施策を、限られた資源の中で効率的・効果的に推進していくためには、「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)が回避されなかった場合の影響の大きさ等を考慮した上で施策の重点化を図ることが必要であり、国土強靱化地域計画の策定に関する国の指針においては、「地域特性を踏まえつつ重点化を行うことが重要」とされている。本市では、マグニチュード9の最大クラスの南海トラフ巨大地震が起こった場合、これまで経験したことのないような甚大な被害が想定されており、多く人命が奪われる危険性が非常に高いと思われる。

こうしたことから、本計画では、国の基本計画や愛媛県強靱化地域計画を踏まえ、回避を優先する事態を「人命保護に直接関わる事態」とし、これに関する施策を重点化の対象とすることとした。

また、平成28年4月の熊本地震では、被災により基礎自治体の行政機能が大きく妨げられる事態が発生した場合、危機管理の総括や関係機関との総合調整、市民生活の迅速な復旧・復興に大きな支障を来すことが明らかとなったことから、「行政機能の大幅な低下につながる事態」も併せて回避を優先する事態とし、これに関する施策を重点化の対象とする。

### (2) 重点化する施策

重点化の考え方を踏まえ、次の17の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)に関する施策を重点化の対象とする。

【人命保護に直接関わる事態】（16事態）

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生
1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
1-6 情報伝達の不備や災害に対する危機意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
7-1 市街地での大規模火災の発生
7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【行政機能の大幅な低下につながる事態】（1事態）

3-1 市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下
--------------------------------------

### 1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、各部局間の調整を図り、必要に応じて「今治市防災会議」へ意見等も諮りながら、全市一丸となって取り組むこととする。

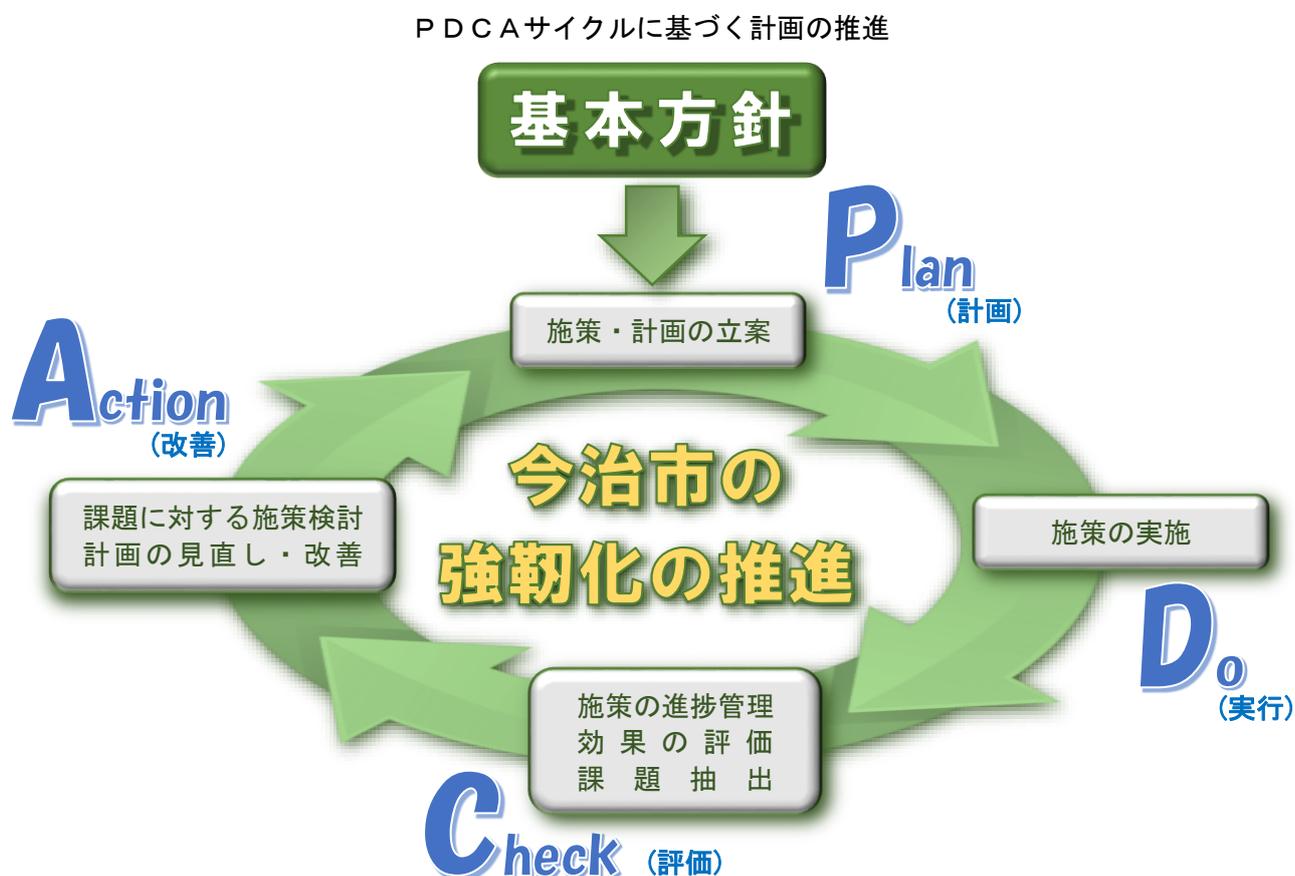
### 2 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、毎年度、それぞれのリスクシナリオごとの施策の取組内容及び指標の現状を把握し、今後の効果的な施策推進につなげる。

### 3 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化、国及び県の強靱化施策の取組状況や本市の総合計画の見直しなどを考慮しつつ、適宜、見直しを行う。

なお、本計画は、他の分野別計画における本市の国土強靱化に関する指針として位置付けているものであることから、地域防災計画をはじめ各分野別計画の見直しの際には、本計画との整合を図る。







今治市  
IMABARI CITY

国土強靱化

NATIONAL RESILIENCE

強く、しなやかなニッポンへ

